

企業年金のガバナンス等について

企業年金のガバナンス

- 企業年金制度の目的は、公的年金と相まって加入者の高齢期の所得確保を図ることにある。
- 企業年金は、掛金の拠出を行ってから実際に年金給付が行われるまで数十年の期間を要するが、このような長期にわたる仕組みを、将来の給付が確実に行われるよう適切に運営していくためには、「制度を健全に運営するための体制の整備等(=企業年金のガバナンスの確保)」が重要であるとし、これまで企業年金部会においては、主に確定給付企業年金のガバナンスについて議論がなされてきた。

<OECDガイドラインにおける「企業年金のガバナンス」の定義>

| 出典 | 定義 |
|--|--|
| OECD GUIDELINES FOR PENSION FUND GOVERNANCE (2002) | <ul style="list-style-type: none">・ 私的年金のガバナンスは、年金制度の機能に関わる法人及び個人間の全ての関係から構成される。・ ガバナンスとは、制度の目標を設定するための仕組みをいう。また、目標達成の手段及び実績のモニタリングの手段を提供する。・ 年金ガバナンスは、企業経営者・取締役会・株主及びその他のステークホルダー間の関係から構成される公開会社におけるコーポレートガバナンスに相当する。 |
| OECD Principles of Corporate Governance (2015) | <ul style="list-style-type: none">・ コーポレートガバナンスは、会社経営陣、取締役会及び株主その他のステークホルダー間の一連の関係にかかわるものである。・ コーポレートガバナンスは、会社目標を設定するための仕組みを提供する。また、目標達成の手段及び会社業績のモニタリング手段を決めるための仕組みを提供する。 |

OECDガイドラインの概要

○ OECDのガイドラインでは、企業年金のガバナンスについて、「統治機関」、「責任」など11項目を提唱している。

| 項目 | OECDガイドラインの内容(概要) |
|--------------------|---|
| 1. 責任の識別 | 監督と執行の責任が識別され分離されるべき。 |
| 2. 統治機関 | 運営権限を有する統治機関を設置すべき。統治機関とは別の、統治機関を選出し監督する機関が設置されてもよい。 ※ なお、運営が主な役割の機関と監督が主な役割の機関の二層構造となっている場合は、運営が主な役割の機関の方を統治機関と呼ぶ。 |
| 3. 責任 | 統治機関はステークホルダーに対して責任を負うべき。責任が果たせるように、統治機関が職務に反した際には法律上の責任を負わせるべき。統治機関の責任には、個人が金銭的な責任を負うことが含まれてよい。 |
| 4. 適合性 | 統治機関のメンバーの資質は、年金基金のガバナンスにおける高水準の高潔さ、有能さ、経験とプロ意識を確保するための最低限の適合性の基準に照らされるべき。統治機関の少なくとも一部のメンバーは、投資戦略などの要となる意思決定を補佐するための適切な専門的資質・経験を有していることが望ましい。 |
| 5. 権限委譲と専門家の助言 | 統治機関は、内部スタッフ等に権限委譲が可能。統治機関に責任を全うするために必要な専門知識が欠けている場合は、専門家の助言を求めること。 |
| 6. 監査人 | 年金組織、統治機関及び制度提供者から独立した監査人が、適切な機関によって任命され、ニーズに応じた定期的な監査を行うべき。 |
| 7. 年金数理人 | すべての確定給付型年金には、年金数理人が選任されるべき。 |
| 8. カストディアン(資産管理機関) | 外部カストディアンを選任した場合、年金資産とカストディアンの資産が分別管理されることを法的に担保するべき。 |
| 9. リスクベースの内部統制 | 制度運営上の様々なリスクに応じた適切な内部統制を実施するべき。 |
| 10. 報告 | 正確な情報伝達のための報告チャネルを確保するべき。 |
| 11. 情報開示 | すべての関係者に対して適切な情報を、明確・正確かつタイムリーに開示するべき。 |

確定給付企業年金

これまでの企業年金のガバナンスの議論

- 企業年金のガバナンスについては、かねてより、「企業年金研究会」、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」、「企業年金部会」といった場で議論されてきた。

企業年金研究会

- 2006(平成18)年10月設置、2007(平成19)年9月に報告書。
- 企業年金二法の成立・施行から5年経過することから、その後の改正に向けた議論を行うために年金局長の下に設置。

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議

- 2012(平成24)年4月設置、2012(平成24)年7月に報告書。
- 厚生年金基金等の企業年金に厳しい財政状況が続いていることを踏まえ、対応方針等について議論を行うために厚生労働大臣の下に設置。

企業年金部会

- 2013(平成25)年10月設置、2015(平成27)年1月に議論の整理。
- 企業年金制度全般の在り方等について議論を行うために社会保障審議会の下に設置。

これまでの議論における指摘事項と改正事項

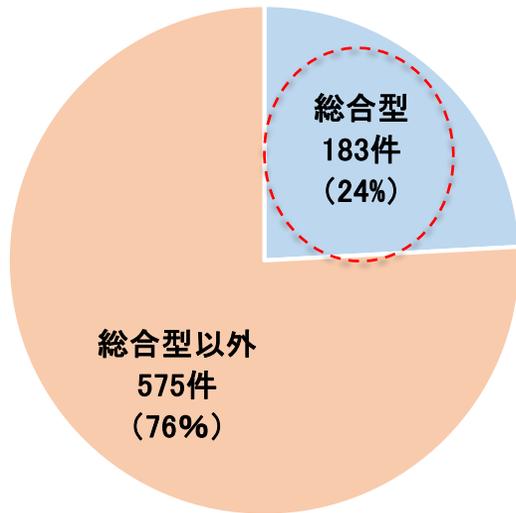
- 企業年金部会では、企業年金のガバナンスに関し、①行為準則・組織、②事業運営の検証・監査等、③資産運用、④加入者への情報開示といった面から、制度全般を検証し、議論の整理を行った。
- この中で、確定給付企業年金については、OECDガイドラインに照らしても、制度が健全に運営されるための基本的な仕組みは概ね整備されているが、以下の課題が指摘された。
- 指摘されたそれぞれの課題について、2016(平成28)年4月から2018(平成30)年4月にかけて継続的に企業年金部会において議論を重ね、順次見直しが行われた。

| 項目 | 指摘された課題 | 改正事項 |
|------------------------|---|--|
| 行為準則 ・組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の事業主で構成される確定給付企業年金で、適正な運営が難しい状況を抱えたものについてガバナンスを重点的に強化すべき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型基金の代議員の在り方の見直し【通知改正】 |
| 事業運営の 検証・監査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士等の監査の活用 <p>※ コストの観点から、複数事業主で実施するなど利害関係者の多い基金等に対象を絞るほか、上場企業に求められる法定監査との重複を避ける配慮が必要。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型基金における会計の正確性の確保【通知改正】 |
| 資産運用 ・加入者への 情報開示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用委員会の設置の促進 ・ 資産運用ルールの見直し ・ 資産運用に関する開示の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「運用の基本方針」・「政策的資産構成割合」の策定義務化【省令改正】 ・ 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し【通知改正】 |

総合型基金が抱えていた課題

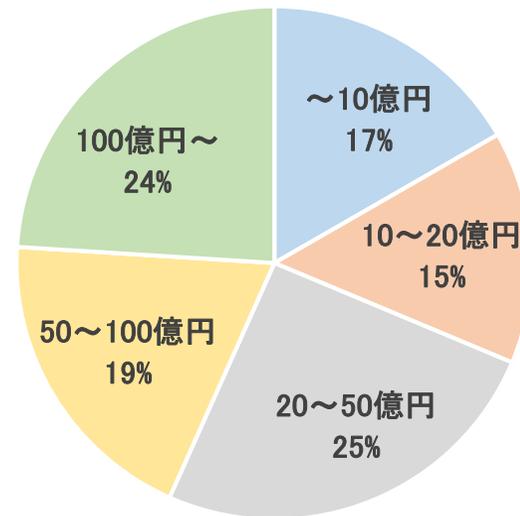
- 「総合型基金」とは、2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施する基金型の確定給付企業年金であって、当該事業所間の資本的・人的な結び付きが弱いものをいう。
- 総合型基金は、事業所間の結び付きが弱いため、
 - ・ 事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすく、実施事業所の事業主としての責務を果たさないなどの問題につながる懸念があること
 - ・ 各事業主が他の事業主の掛金拠出分の確認等ができず、各事業主が基金全体での会計の正確性を確認することが困難であることといった課題が指摘され、それぞれ対応を図った。

基金型758件の内訳



(出所) 厚生労働省調べ
※ 2019(平成31)年4月1日現在

総合型基金の資産規模

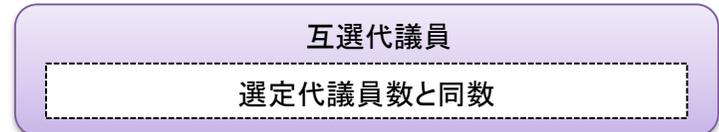
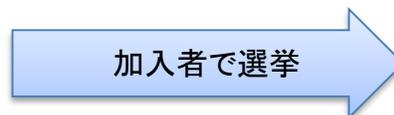
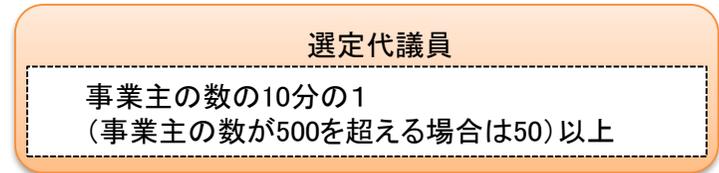
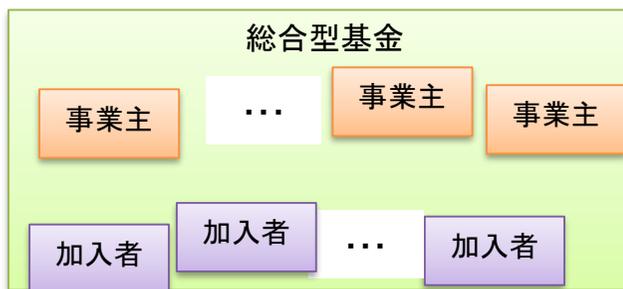


(出所) 総合型基金から提出された2017(平成29)年度中に開始する事業年度における事業及び決算に関する報告書を集計

総合型基金の代議員の選任の在り方の見直し

- 総合型基金については、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、2018(平成30)年10月1日以降の基金設立時又は代議員の任期満了時の選定から、
- ① 選定代議員(事業主が選定する代議員)の数は、事業主数の10分の1(事業主数が500を超える場合は50)以上、
 - ② その選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるものとした。【通知改正】

<見直しのイメージ>

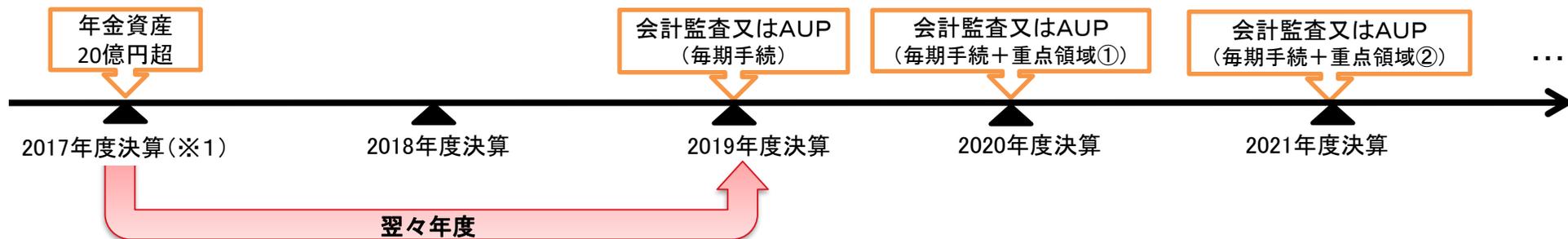


※ ただし、母体組織等が代議員会に代わる役割を担っていると判断できる場合は、この限りではない。

総合型基金における会計の正確性の確保

- 総合型基金においては、2017(平成29)年度決算以降で年金資産が20億円を超えた決算の翌々年度決算から、公認会計士又は監査法人による「会計監査」か、「AUP(=合意された手続: Agreed upon procedures)」を受けることとし、その結果を監事監査に活用して、監事監査の充実・会計の正確性の確保を図ることとした。
【通知改正】

<導入のイメージ>



<会計監査とAUPの比較>

| | 会計監査 | AUP |
|-------|---|---|
| 手続の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 公認会計士又は監査法人が独立した第三者として、財務諸表の適正性を表明するために、十分かつ適切な監査証拠を入手することができるように監査計画を作成し、手続を実施する。 手続の選択・決定は、公認会計士又は監査法人が行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 公認会計士又は監査法人(※2)と依頼者との間で、確認する具体的な手続についてあらかじめ合意した上で、当該合意した手続に従い、公認会計士又は監査法人が手続を実施する。 |
| 実施結果 | <ul style="list-style-type: none"> 公認会計士又は監査法人が、財務諸表の適正性について記載した監査報告書を提出する。 | <ul style="list-style-type: none"> 公認会計士又は監査法人が、手続の実施結果を報告するものであり、財務諸表の適正性について言及するものではない。 そのため、依頼者は、実施結果に基づき、自らの責任で結論を導くことが基本となる。 |
| 費用 | <ul style="list-style-type: none"> 比較的費用が高い。 | <ul style="list-style-type: none"> 比較的安価で実施できる。 |

※1 2017(平成29)年度決算とは、2017(平成29)年4月1日から2018(平成30)年3月31日までの間に開始する事業年度の決算をいう。

※2 AUPの業務提供者は、公認会計士又は監査法人と同等水準で業務を遂行できる者でも可。

※3 AUPの手続は、「確定給付企業年金の事業運営基準」に規定するチェックポイントに則して定める。毎期に必ず実施する「毎期手続」と各年度の「重点領域」があり、実施初年度は「毎期手続」のみを実施し、実施2年目以降、「毎期手続+重点領域①」と「毎期手続+重点領域②」を交互に実施する。

総合型基金におけるAUPの概要

- 総合型基金におけるAUPは、確認すべき事項として、
 - ・ 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認
 - ・ 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認
 などの14の「チェック項目」と、各項目を具体化した「チェックポイント」を通知で示している。
- 総合型基金とその契約相手であるAUP業務提供者(＝公認会計士等)は、基金の事務体制に応じて「チェックポイント」に即した確認手続(＝合意された手続)を協議の上で決定し、AUP業務提供者が確認手続を実施する。
- 総合型基金の監事は、AUPの結果を監事監査に活用し、監事監査の充実を図ることとなる。

<AUPのイメージ>

| チェック項目 | チェックポイント | 合意された手続 | 手続の結果 |
|----------------------|--|---|--|
| 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認 | 金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高は一致しているか。 | ○年○月○日時点の各銀行口座の預金通帳残高、銀行残高証明書及び預貯金残高照合表に記載されている各銀行の口座ごとの残高が一致していることを確かめる。 | 【残高が一致する場合の記載例】 各銀行口座の預金通帳及び銀行残高証明書と預金残高明細に記載されている各銀行の口座ごとの残高は、一致した。 |
| 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認 | 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。 | ・以下に記載する経費支出取引について、所定の権限者による決裁が行われていることを確かめる。 ・また、当該伝票と請求書の金額が一致していること、当該伝票が総勘定元帳に記帳された金額と一致していることを確かめる。 日付 伝票No 金額 ○年○月○日 ××× △△△ ○年○月○日 ××× △△△ | 【手続の結果、所定の決裁が行われている場合の記載例】 以下に記載する経費支出取引について、所定の権限者による決裁が行われていた。 また、当該伝票と請求書の金額は一致しており、総勘定元帳に記帳された金額と一致していた。 日付 伝票No 金額 ○年○月○日 ××× △△△ ○年○月○日 ××× △△△ |

通知に記載

チェックポイントに即した確認手続を、総合型基金とAUP業務提供者とで協議の上で決定

AUP業務提供者が、合意された手続の実施結果を報告

AUPの円滑な導入に向けた準備

○ AUPの円滑な導入に向けて、

- ① 公認会計士が総合型基金のAUPを実施する際に遵守すべき基本的な指針を記した実務指針の作成・公表（日本公認会計士協会）
 - ② 総合型基金がAUPを受ける際の実務手順が例示されたAUP実践ハンドブックの作成・公表（企業年金連合会、総合型基金関係者）
 - ③ 年金基金の実務などに関する研修を受講した公認会計士の名簿であるAUP業務提供者名簿の作成・公表（企業年金連合会、日本公認会計士協会、厚生労働省）
- を行うなど、準備を進めてきた。

| | 2018年度 | | | | | | 2019年度 | | | |
|-----------|-----------|--|---------------------|---|----------|-----------------|-------------------|----|----------------|----------|
| | 6月 | … | 12月 | … | 2月 | 3月 | … | 6月 | 7月～ | |
| 厚生労働省 | AUPの導入が決定 | | 事務連絡の発出 | | | | ③公認会計士向け研修の実施（※2） | | | |
| 日本公認会計士協会 | | | | | ①実務指針の公表 | | | | ③AUP業務提供者名簿の作成 | AUPの契約開始 |
| 企業年金連合会 | | | | | | ②AUP実践ハンドブックの公表 | | | ③AUP業務提供者名簿の公表 | |
| 総合型基金関係者 | |  | | | | | | | | AUPの契約開始 |
| | | | ②AUP実践ハンドブックの作成（※1） | | | | | | | |

※1 企業年金連合会が設置した「総合型基金におけるAUP実施のための実務マニュアル及び研修内容作成委員会」が作成

※2 公認会計士向けのほか、総合型基金向け研修も実施

政策的資産構成割合の策定状況

- 政策的資産構成割合の策定義務化前の2017(平成29)年度決算時点では、約6割の確定給付企業年金が政策的資産構成割合を策定していなかった。
- また、資産規模が小さいほど、策定が進んでいなかった。

< 政策的資産構成割合の策定の有無別 確定給付企業年金数 >

| 資産規模 | 政策的資産構成割合の策定 | | 合計 |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| | 有り | 無し | |
| 全体 | 4,758 (40.4%) | 7,014 (59.6%) | 11,772 (100%) |
| (内訳) | | | |
| ～3億円 | 902 (18.3%) | 4,015 (81.7%) | 4,917 (100%) |
| 3～10億円 | 1,279 (40.3%) | 1,894 (59.7%) | 3,173 (100%) |
| 10～20億円 | 747 (57.5%) | 553 (42.5%) | 1,300 (100%) |
| 20～50億円 | 729 (64.3%) | 405 (35.7%) | 1,134 (100%) |
| 50～100億円 | 375 (79.1%) | 99 (20.9%) | 474 (100%) |
| 100億円～ | 726 (93.8%) | 48 (6.2%) | 774 (100%) |

(出所) 事業年度の末日が2017(平成29)年度中である事業及び決算に関する報告書を2019(令和元)年6月時点で集計している。運用の方法が生命保険一般勘定に限定されている受託保証型確定給付企業年金については報告様式が異なることから、集計には含まれていない。

「運用の基本方針」・「政策的資産構成割合」の策定義務化

- 一定の予定運用利回りを確保する必要がある確定給付企業年金においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や、長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定なしに安定的な運営は困難であることから、2018(平成30)年4月以降、受託保証型を除く全ての確定給付企業年金において「運用の基本方針」と「政策的資産構成割合」の策定を義務付けた。【省令改正】

| | 改正前 | 改正後 |
|--------------|---|--|
| 運用の基本方針の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模の確定給付企業年金 ・受託保証型確定給付企業年金を除き、義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・受託保証型確定給付企業年金を除き、義務 |
| 政策的資産構成割合の策定 | 全ての確定給付企業年金で努力義務 | 受託保証型確定給付企業年金を除き、義務 |

「運用の基本方針」

資産運用に係る以下の基本的な方針

- ・ 積立金の運用の目標に関する事項
- ・ 運用資産の構成に関する事項
- ・ 運用受託機関の選任に関する事項
- ・ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- ・ 運用受託機関の評価に関する事項
- ・ 運用業務に関し遵守すべき事項 等

「政策的資産構成割合」

積立金の運用の目標を達成するために、長期にわたり維持すべき資産の構成割合



※1 「小規模の確定給付企業年金」とは、加入者数300人未満かつ運用資産額3億円未満の規約型確定給付企業年金をいう。

※2 「受託保証型確定給付企業年金」とは、運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、将来にわたり、年金資産が給付のために積み立てておくべき額を下回らず、積立不足が生じない設計となっている確定給付企業年金をいう。

資産運用ガイドラインの位置付けとこれまでの経緯

- 厚生労働省年金局長通知である「資産運用ガイドライン」は、現行法のもとで資産運用関係者に課されている「善管注意義務」や「忠実義務」について、業務を行う場面を想定して具体的な行動指針を記述したものである。
- 確定給付企業年金の資産運用ガイドラインについては、企業年金部会での議論を踏まえ、2018(平成30)年4月、資産運用管理体制の強化等を図る観点で改訂した。

| 年月 | 内容 |
|---------------|--|
| 1997(平成9)年4月 | 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」を制定 ・ 5:3:3:2規制の撤廃を前に年金資産運用関係者の役割と責任を明確化 |
| 2002(平成14)年3月 | 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」を制定 ・ 確定給付企業年金法の施行に合わせて確定給付企業年金の資産運用関係者の役割と責任を明確化 ・ 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の内容を踏襲 |
| 2012(平成24)年9月 | 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」を改訂 ・ 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の議論を踏まえて、分散投資の考え方、オルタナティブ投資を行う場合の留意点、資産運用委員会の議事概要の加入員への周知等の改訂 |
| 2018(平成30)年4月 | 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」を改訂 ・ 主に、2012(平成24)年改訂後の「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の内容を踏襲しているが、一部はより強化された内容 |

資産運用ガイドラインの見直しの概要

- 2018(平成30)年4月に「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」を改訂し、①資産運用委員会、②分散投資、③オルタナティブ投資、④運用コンサルタント、⑤スチュワードシップ責任・ESGなどについて、必要な見直しを行った。

| 項目 | 見直しの内容(概要) |
|-------------------|--|
| ① 資産運用委員会 | <ul style="list-style-type: none">・ 資産規模100億円以上の場合は設置すること。 |
| ② 分散投資 | <ul style="list-style-type: none">・ 分散投資を行わない場合は、その理由を運用の基本方針に定め、加入者等に周知すること。・ 運用受託機関の分散の観点から、運用の基本方針に、運用委託先が特定の運用受託機関に集中しないための方針を定めること。 |
| ③ オルタナティブ投資 | <ul style="list-style-type: none">・ オルタナティブ投資を行う場合は、運用の基本方針にその目的や位置づけ等を定めること。・ 運用受託機関の選任に当たっては、当該機関の組織体制等に留意し、商品選択に当たっては、例えば、そのリスクや時価の算出根拠等を確認すること。 |
| ④ 運用コンサルタント | <ul style="list-style-type: none">・ 金融商品取引法上の投資助言・代理業者であること。・ 運用受託機関との間で利益相反がないか確認すること。 |
| ⑤ スチュワードシップ責任・ESG | <ul style="list-style-type: none">・ スチュワードシップ・コードの受入れや取組状況、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・契約締結の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましいこと。 |

資産運用ガイドラインの全体構造

確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)

1 本ガイドラインの目的・性格・対象

- (1) 本ガイドラインの目的
- (2) 本ガイドラインの性格
- (3) 本ガイドラインの対象

2 基金の資産運用関係者の役割分担

3 事業主及び基金の理事

- (1) 一般的な義務
- (2) 基本的な留意事項
- (3) 基金が株式による掛金の納付を受けるに当たっての留意事項
- (4) 運用の基本方針
- (5) 運用の委託
- (6) 基金における自家運用
- (7) 資産管理の委託
- (8) 運用コンサルタント等の利用
- (9) 自己研鑽
- (10) 利益相反
- (11) 基金の理事の責任
- (12) 基金における理事以外の資産運用関係者

②分散投資を行わない場合の取扱いを規定

②集中投資に関する取扱いを規定

③オルタナティブ投資を行う場合の留意事項を規定

④運用コンサルタントを利用する場合の要件を規定

⑤スチュワードシップ・ESGに関する事項を規定

4 資産運用委員会

①資産100億円以上の場合の設置を規定

5 運用受託機関

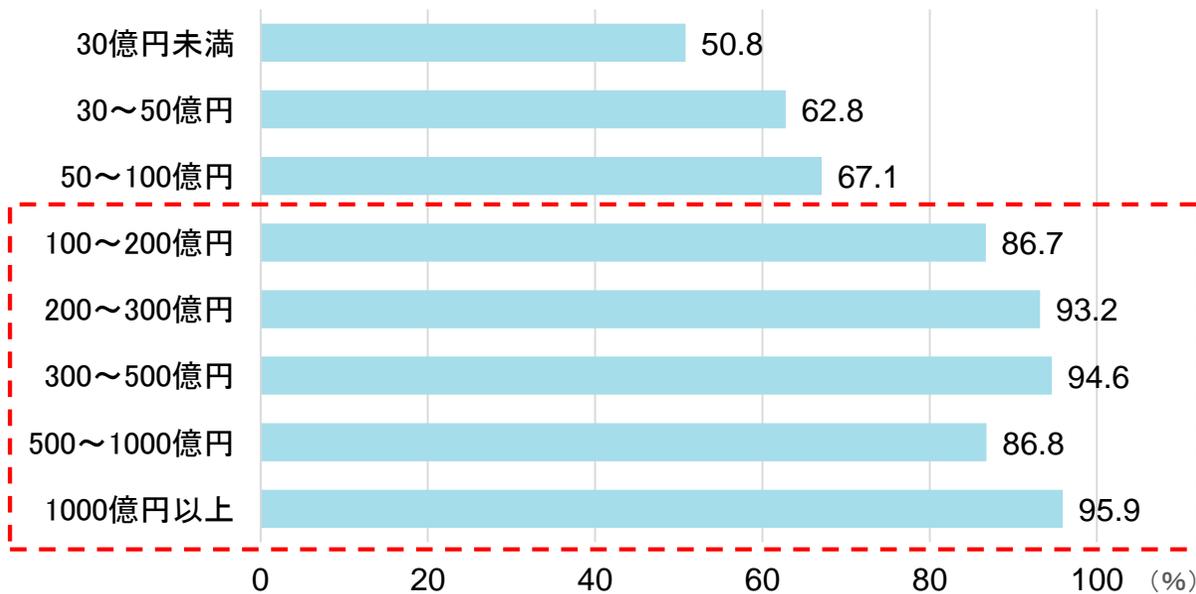
6 その他

- (1) 会議録等の作成・保存
- (2) 基金における代議員会への報告
- (3) 加入者等への業務概況の周知
- (4) 基金から基金型事業主への情報提供
- (5) 管理運用業務に関する情報開示に当たっての留意点

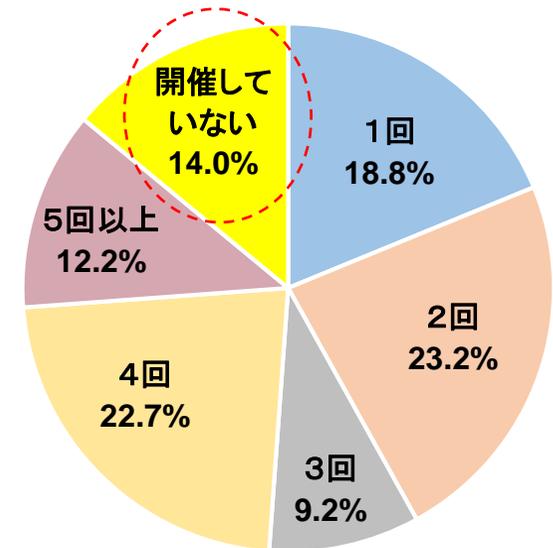
資産運用委員会

- 改訂ガイドラインの施行前の2017(平成29)年度決算時点では、資産規模が100億円以上であっても、資産運用委員会を設置していない確定給付企業年金が存在した。また、資産運用委員会を設置していたとしても、2017(平成29)年度中に委員会を開催していない確定給付企業年金も存在した。
- 資産運用ガイドラインにおいては、これまで資産運用委員会を設置することが望ましいとしていたが、2018(平成30)年4月以降、運用に係る資産の額が100億円以上の場合、資産運用委員会を設置することを定めた。

資産規模別資産運用委員会の設置率



資産運用委員会の開催回数
(2017年度中)



(出所) 企業年金連合会「企業年金実態調査結果と解説(2017年度)」

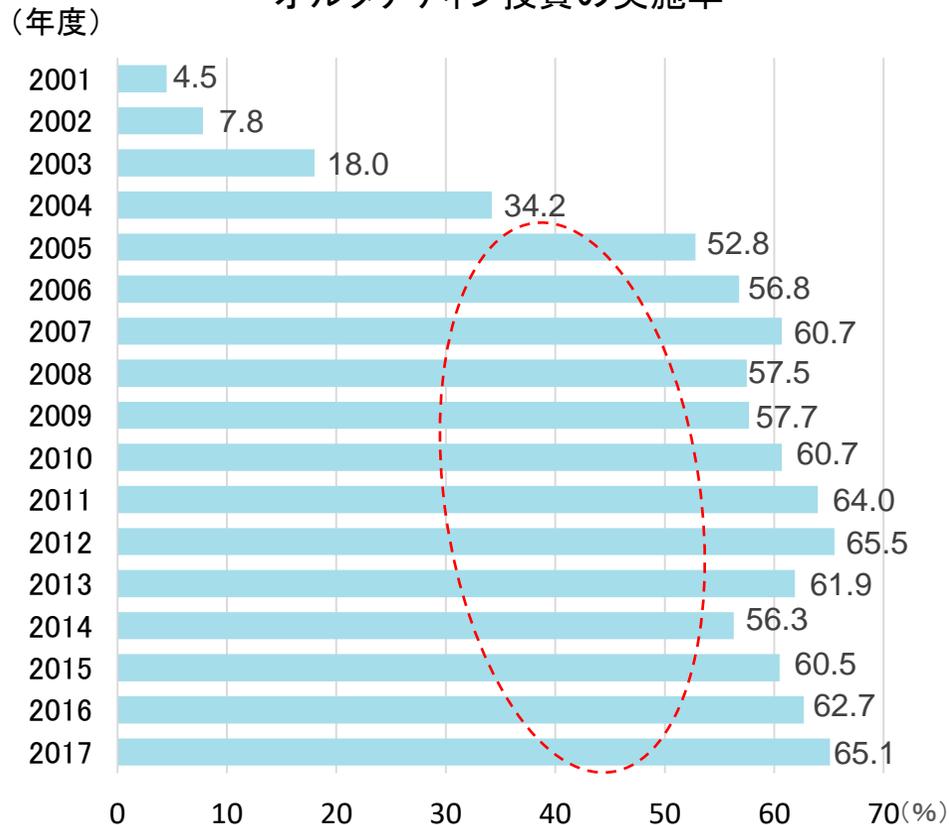
資産規模別資産運用委員会の設置率の調査回答数はn=787。

資産運用委員会の開催回数の調査回答数は、資産運用委員会を設置しているn=608を対象として集計している。

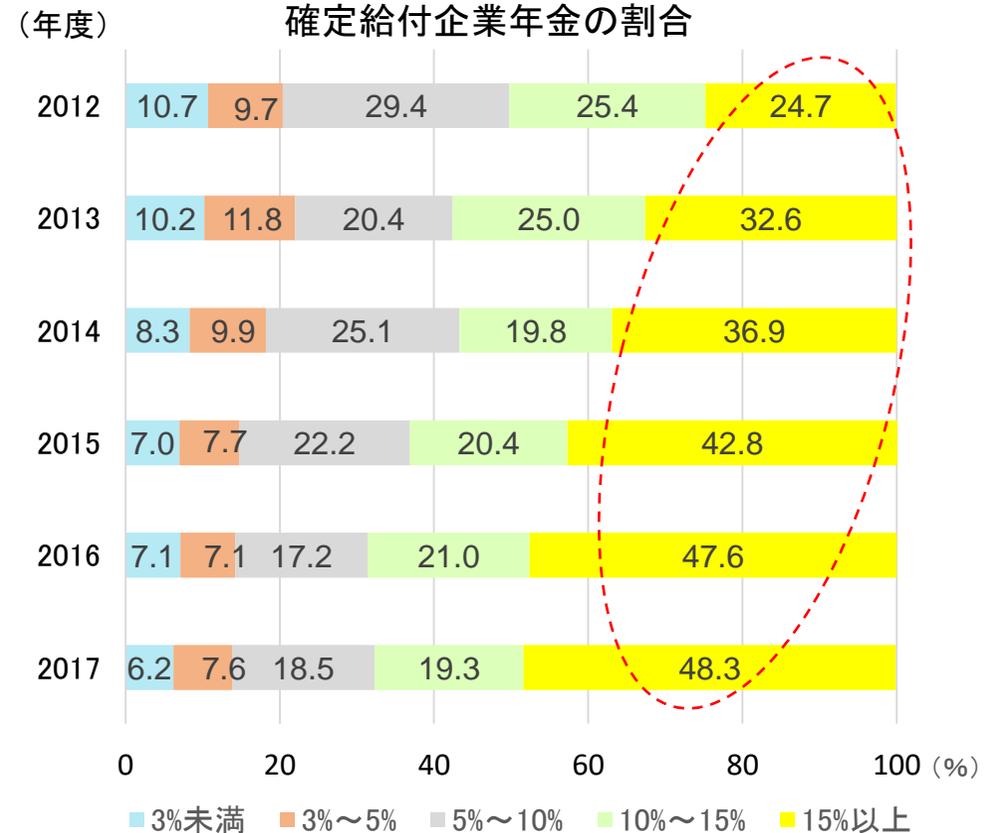
オルタナティブ投資

- オルタナティブ投資を実施している確定給付企業年金は、近年、増加傾向にある。また、資産全体に占めるオルタナティブ投資の配分割合が15%以上である確定給付企業年金が、年々増加している。
- 資産運用ガイドラインにおいては、2018(平成30)年4月以降、オルタナティブ投資を行う場合、運用の基本方針に「オルタナティブ投資を行う目的」、「政策的資産構成割合におけるオルタナティブ投資の位置付けとその割合」、「オルタナティブ投資に固有のリスクに関する留意事項」を記載することを定めた。

オルタナティブ投資の実施率



オルタナティブ投資の配分割合別
確定給付企業年金の割合



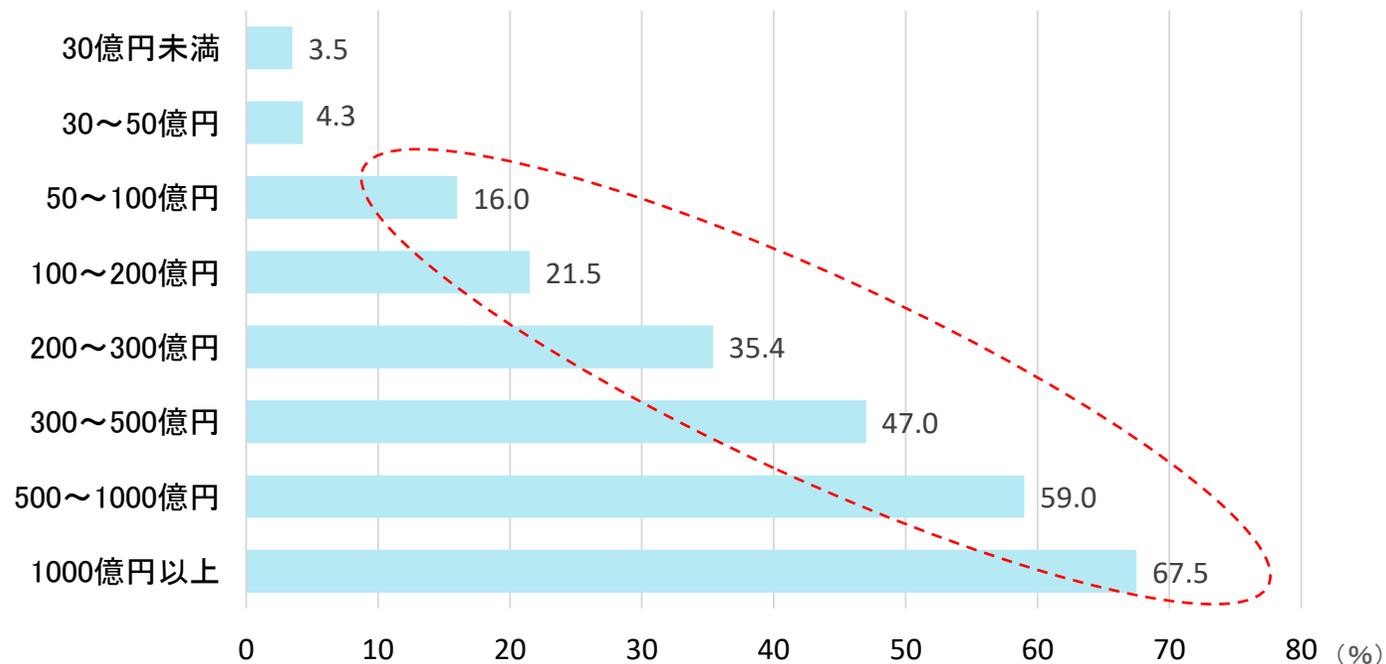
(出所) 企業年金連合会「企業年金実態調査結果と解説(2017年度)」

(注) オルタナティブ投資の配分割合別確定給付企業年金の割合は、オルタナティブ投資を実施しているものが対象。

運用コンサルティング会社との契約

- 2017(平成29)年度決算時点では、運用コンサルティング会社と契約している確定給付企業年金は全体の約4分の1となっている。また、資産規模が大きくなるほど、運用コンサルティング会社と契約している確定給付企業年金の割合は高くなっている。
- 資産運用ガイドラインにおいては、2018(平成30)年4月以降、運用コンサルタントと契約を締結する場合、金融商品取引法上の投資助言・代理業者であることや運用受託機関との間で利益相反がないか確認することを定めた。

資産規模別 運用コンサルティング会社の契約状況



(出所)企業年金連合会「企業年金実態調査結果と解説(2017年度)」 調査回答数はn=918。

企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受入れ①

○ 企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受入れを促進していくため、厚生労働省と企業年金連合会が連携して、2016(平成28)年10月から「スチュワードシップ検討会」を開催し、企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受入れの意義、具体的な行動例などについて、2017(平成29)年3月に報告書を取りまとめた。

※ その後、2018(平成30)年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂において、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、母体企業による人事・運営面でのサポートを求める原則が追加された。

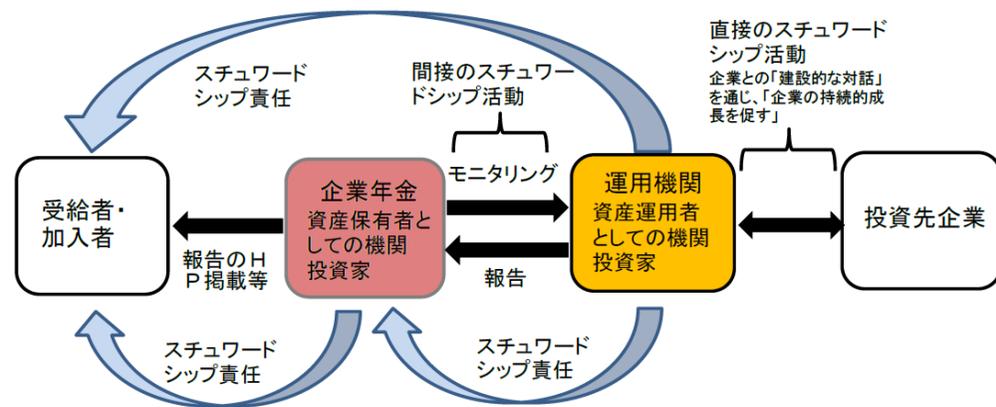
【スチュワードシップ検討会報告書の概要】

<企業年金のスチュワードシップ・コード受入れの意義>

- ・ 委託運用中心の企業年金において、スチュワードシップ・コード受入れは運用機関の取組みを促す意義がある。
- ・ 企業年金が受託者責任を履行する観点からも有意義である。

<具体的な行動例>

- ・ 運用機関に議決権行使などスチュワードシップ活動に求める事項や原則を示す
- ・ 運用機関に対し、投資先企業の状況の的確な把握と把握状況の報告を求める
- ・ 運用機関のスチュワードシップ活動などを代議員会等に報告し加入者等にも周知する
など



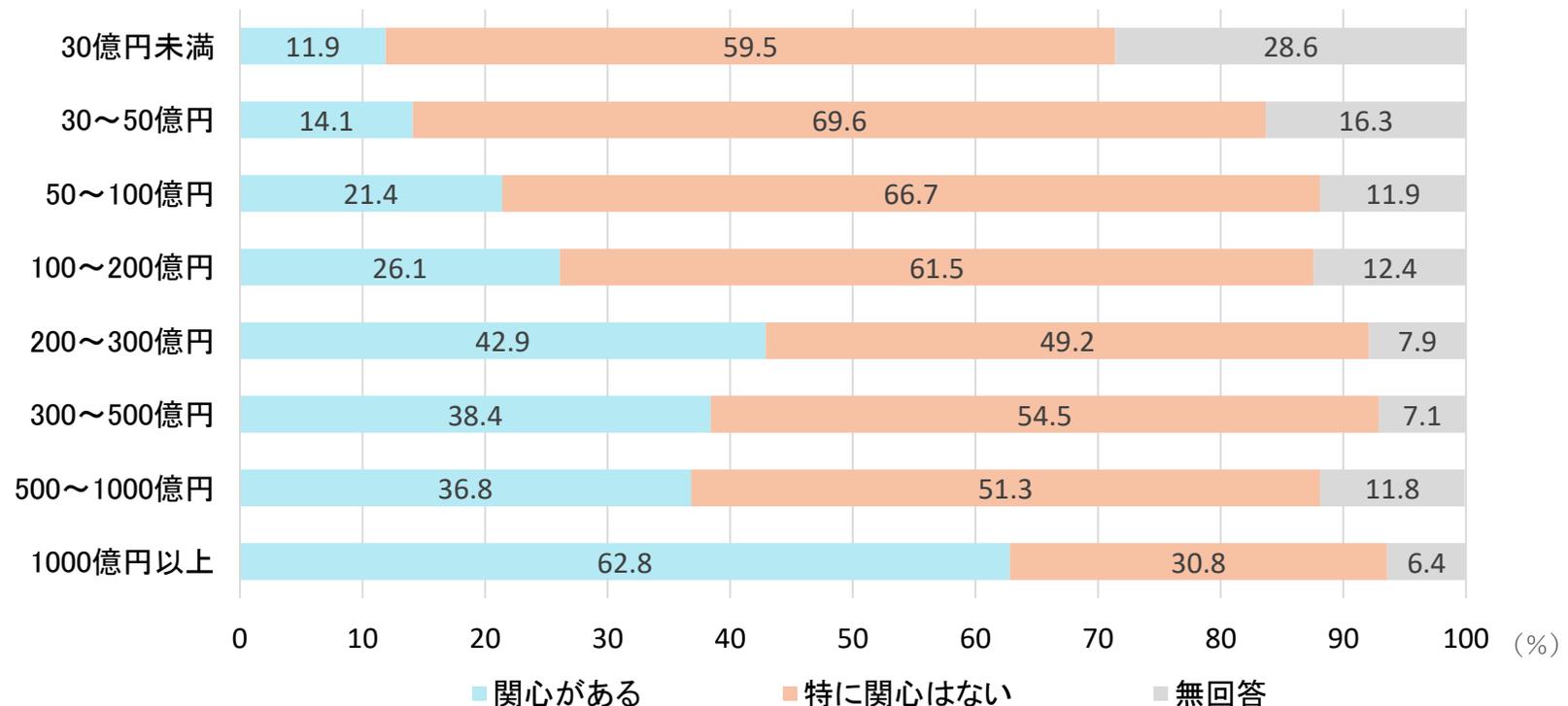
(出所)企業年金連合会「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード
(スチュワードシップ検討会報告書)」

企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受入れ②

- 改訂ガイドラインの施行前の2017(平成29)年度決算時点では、資産規模が大きい確定給付企業年金ほど、スチュワードシップ活動に「関心がある」とする一方で、資産規模が小さい確定給付企業年金においても、一定程度、「関心がある」としている。
- 資産運用ガイドラインにおいては、運用受託機関の選定の際に、スチュワードシップ・コードの受入れや取組状況等を定性評価項目とすることを検討することが望ましいこと等を定めた。
- 2019(令和元)年6月末現在、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した企業年金は19基金となっている。

※ 内訳は、金融機関の企業年金基金9、非金融機関の企業年金基金10。企業年金連合会と国民年金基金連合会も受入れ済。

スチュワードシップ活動への関心度合い



(出所)企業年金連合会「企業年金実態調査結果と解説(2017年度)」。調査回答数はn=905。

他制度における規定例

○ 代議員数などの組織に関する規制やAUPに関する規定は、他制度では法令で規定されている。

< 代議員数に関連する他制度の規定例 >

○ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
(組合会)

第二十六条 組合に組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の二十分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人をこえる組合にあつては、三十人以上であることをもつて足りる。

3・4 (略)

< AUPに関連する他制度の規定例 >

○ 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)
(利用者財産の管理)

第六十三条の十一 仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。

2 仮想通貨交換業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。)又は監査法人の監査を受けなければならない。

○ 仮想通貨交換業者に関する内閣府令(平成29年内閣府令第7号)
(分別管理監査)

第二十三条 仮想通貨交換業者は、法第六十三条の十一第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査(以下「分別管理監査」という。)を受けなければならない。

2 (略)

○ 仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づく金融庁長官の指定する規則(平成29年金融庁告示第24号)

仮想通貨交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第7号)第二十三条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を次のように指定し、公布の日の翌日から適用する。

仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項に規定する金融庁長官の指定する規則は、日本公認会計士協会「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針(業種別委員会実務指針第五十五号)」とする。

企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金のガバナンス

- OECDのガイドラインは、確定給付企業年金のみならず確定拠出年金にも適用される。
- 企業年金部会では、企業年金のガバナンスを「制度を健全に運営するための体制の整備等」と定義し、①行為準則・組織、②事業運営の検証・監査等、③資産運用、④加入者への情報開示といった面から、確定給付企業年金制度全般を検証してきたが、これは企業型確定拠出年金にも有効である。
- ただし、企業型確定拠出年金のガバナンスを議論する際には、制度の仕組みが大きく異なっている点に留意が必要である。
- 企業型確定拠出年金は、加入者等が年金資産の運用方法を自ら選択し、その運用結果に基づいて給付を受け取る仕組みで、加入者等が運用の責任を負う。また、運営や資産の管理を行うための機関として運営管理機関や資産管理機関が設けられており、事業主は、資産の管理や資産運用の結果について、直接、責任を負うことはない。
- しかしながら、企業型確定拠出年金は従業員の高齢期の所得確保を図る退職給付制度であり、事業主には、加入者等が適切に資産運用を行うことができるよう、加入者等を支援する重要な役割・責任がある。
 - ※ 企業型確定拠出年金の導入を決定した上、運営管理機関を選任し、運用商品の選定・提示に関与するのは事業主であり、加入者等は提示された運用商品の中からしか商品を選択できない。また、加入者等の多くが退職給付制度への理解、投資経験、資産運用の能力が十分でないということへの配慮も、実施主体である事業主には必要である。

OECDガイドラインにおけるDC特有の責任

○ OECDのガイドラインでは、「DB・DC共通の責任」に加え、「DC特有の責任」が規定されている。

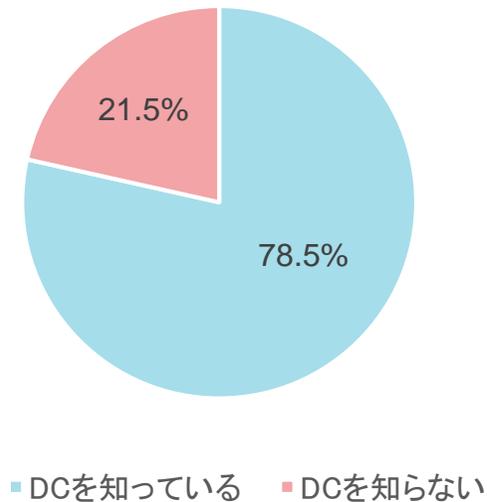
| 責任 | OECDガイドラインの内容(概要) |
|----------------|--|
| DB・DC 共通の責任 | <ul style="list-style-type: none">年金基金の主たる目標と使命の設定、主なリスクの特定、主要な基本方針の設定(例えば、政策的資産構成割合を含む運用基本方針、積立方針、リスク管理方針など)年金基金の運営状況の監視内部の経営スタッフ及び外部サービスプロバイダの選定・報酬決定・監視及び必要に応じての解任組織の諸活動の法令や規制等に対するコンプライアンスの確定 |
| DC 特有の責任 | <p>以下の事項について確実な実行を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none">適切な運用商品の加入者に対する提供(デフォルト商品を含む)提供商品の実績モニタリング加入者が負担しているコストが適正であること、また、コスト内訳の加入者に対する開示加入者に対するガイダンスの提供、及び関連する場合には将来給付予想額の提示 |

(出所) OECD「OECD GUIDELINES FOR PENSION FUND GOVERNANCE」(2009) を厚生労働省において要約

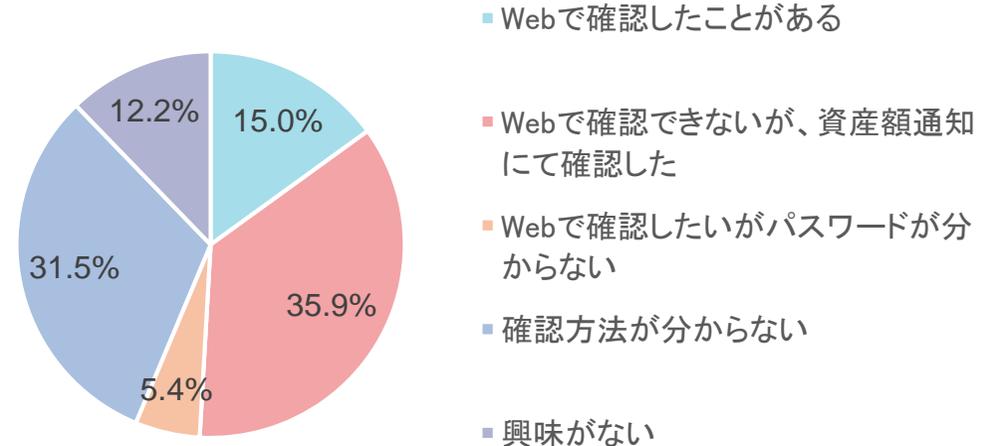
加入者の制度への関心

- 確定拠出年金制度の加入者であっても、約2割の者が「確定拠出年金制度を知らない」と回答している。
- 加入者向けWebサイトや資産額通知で資産残高を確認したことがある者は半数程度となっている。

<「確定拠出年金制度」の認知度>



<確定拠出年金の残高確認>



(出所)フィデリティ退職・投資教育研究所「サラリーマン1万人アンケート(2018年)」
※ 確定拠出年金に加入していると回答した者を対象。n=4,007

(出所)プルーデント・ジャパン株式会社「2018年度加入者アンケート報告書
～DC法改正初年度における取組み～」
※ 企業型確定拠出年金の加入者を対象。n=18,516

2016年改正の概要

- 2016(平成28)年の確定拠出年金法等の改正においては、企業型確定拠出年金制度を健全に運営し、加入者等が適切に資産運用を行うことができるようにする観点から、様々な環境整備を行った。

| 項目 | | 内容 |
|---------------------|--------------|---|
| 加入者による運用商品選択への支援 | 継続投資教育の努力義務化 | 継続投資教育を事業主の「配慮義務」から「努力義務」に変更 |
| | 運用商品提供数の抑制 | 運用商品提供数の上限を「35本」に設定 |
| | 商品除外規定の整備 | 「除外しようとする運用商品を選択している加入者等全員の同意が必要」から、「3分の2以上の同意が必要」に変更 |
| 多様な商品の提示の促進 | | 「3つ以上の運用商品の提供」・「1つ以上の元本確保型商品の提供」から、「リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供」に変更 |
| 運用商品を選択しない者への支援 | | 加入者による運用の指図が行われられない場合、自ら運用指図を行うことを促す観点から、特定期間(3ヶ月以上で規約で定める期間)や猶予期間(2週間以上で規約で定める期間)を設け、その手続を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備 |
| 事業主による運営管理機関の定期的な評価 | | 委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずることを努力義務化 |

※ 2018(平成30)年5月施行。「事業主による運営管理機関の定期的な評価」は2018(平成30)年7月施行。

企業型確定拠出年金において事業主が果たすべき役割・責任

- 企業型確定拠出年金の運営において事業主が果たすべき役割・責任について、確定拠出年金法令では様々な規定が設けられている。

| 役割・責任 | 内容 |
|-------------------------------|--|
| ①実施主体 (法第2条第2項) | 企業型確定拠出年金は、「厚生年金適用事業所の事業主が」、「実施する年金制度をいう」とされており、実施主体は事業主である。実施に当たっては、労使合意を要する(法第3条第1項)。 |
| ②規約周知義務 (法第4条第3項) | 事業主は、承認を受けた規約の内容を、使用する厚生年金被保険者に周知させなければならない。 |
| ③運営管理機関への業務の委託とその評価 (法第7条) | 事業主は運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託できるが、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 |
| ④投資教育義務 (法第22条) | 事業主は、加入者等に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。 |
| ⑤運用の方法の選定及び提示 (法第23条) | 運用商品の選定及び提示は、多くの場合、運営管理機関によって行われるが、「加入者等が真に必要なものに限って運用の方法が選定されるよう、確定拠出年金運営管理機関と労使が十分に協議・検討を行って運用の方法を選定し、また定期的に見直していくこと」(法令解釈通知)と、事業主の関わりを示している(指定運用方法についても同様)。 |
| ⑥忠実義務 (法第43条第1項) | 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。 |
| ⑦個人情報保護義務 (法第43条第2項) | 事業主は、企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。 |
| ⑧禁止行為 (法第43条第3項) | 事業主は、自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託契約又は資産管理契約を締結してはならない。 |
| ⑨禁止行為 (法第43条第4項) | 自ら運営管理業務を行う事業主については、自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定してはならない。 |

(※)「法」・・・確定拠出年金法(平成13年法律第88号) 「法令解釈通知」・・・確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)

忠実義務の具体的内容

○ 忠実義務については、法令解釈通知において、少なくとも留意すべき事項として7項目を掲げている。

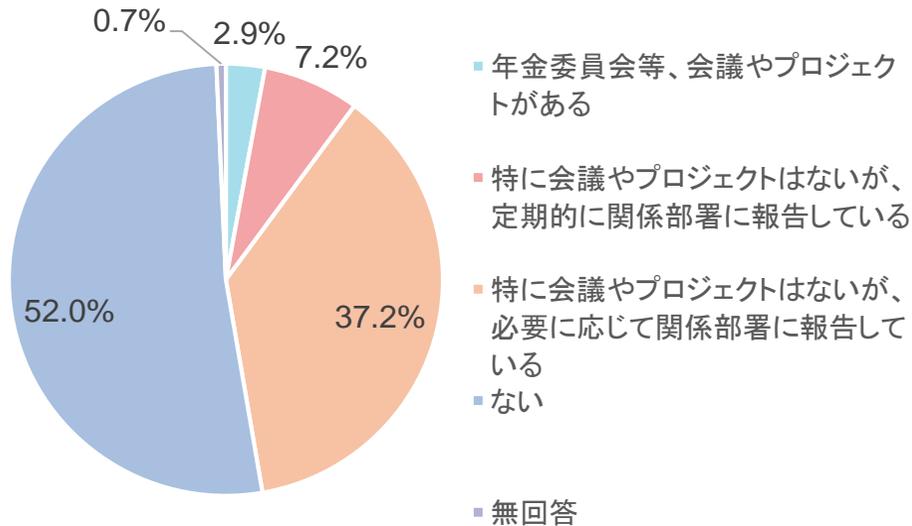
| 項目 | 内容 |
|--------------------------|---|
| ①運営管理機関・資産管理機関の選任に係る忠実義務 | もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して、複数の運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。 |
| ②運用関連業務の委託に係る忠実義務 | 運営管理機関に委託している運営管理業務のうち特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益のみを考慮して、適切に行われているかを確認するよう努める必要があること。 |
| ③投資教育の委託に係る忠実義務 | 資産の運用に関する情報提供に係る業務(いわゆる投資教育)を企業年金連合会、運営管理機関又はその他の者に委託する場合には、委託先の機関等が法令解釈通知に規定する内容及び方法に沿って、加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるか否かを十分考慮した上で行うこと。 |
| ④自社株式等を運用商品とする場合の取扱い | 企業型年金加入者等に対し、自社株式又は関連企業の発行する株式を運用の方法として提示することは、もっぱら加入者等の利益のみを考慮してその業務を遂行しなければならないという忠実義務の趣旨に照らし妥当であると認められる場合に限られるものであること。 |
| ⑤法令等の遵守義務 | 法、施行令及び施行規則に規定された事業主の行為準則等を遵守すること。 |
| ⑥照会・苦情処理体制の整備 | 加入者等から企業型年金の実施状況に関し照会又は苦情があったときは、当該照会又は苦情に事業主自らが誠実かつ迅速に対応するか又は運営管理機関に誠実かつ迅速に対応させること。 |
| ⑦選任した運営管理機関・資産管理機関の監督責任 | 事業主が選任した運営管理機関及び資産管理機関から、その業務の実施状況等について少なくとも年1回以上定期的に報告を受けるとともに、加入者等の立場から見て必要があると認められる場合には、その業務内容の是正又は改善を申し入れること。また、当該運営管理機関及び資産管理機関が事業主の申入れに従わず、又はその業務の実施状況等により運営管理業務又は資産管理業務を継続することが困難であると認めるときは、当該運営管理業務を自ら実施するか又は他の運営管理機関若しくは資産管理機関を選任すること。 |

(※)「施行令」・・・確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)「施行規則」・・・確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)

制度運営の体制

- 企業型確定拠出年金の運営に当たっては、外部型の基金型確定給付企業年金のように、理事会や代議員会といった機関を設けることが必要とされているわけではない。
- 確定拠出年金制度において、年金委員会等の会議やプロジェクトがある企業は2.9%となっている。
- 運営管理機関から定期的に提供される「加入者運用実態報告(レポート等)」を「経営に報告」している企業は14.1%となっている。

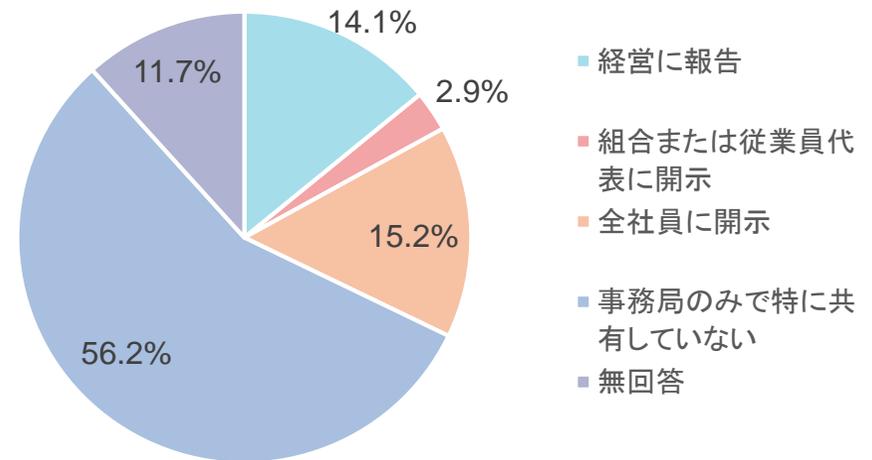
＜確定拠出年金制度について継続的に実施している会議・プロジェクトの有無＞



(出所) 確定拠出年金教育協会「2018企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査に関する調査結果」

※ n=1,505

＜加入者運用実態報告(レポート等)の社内開示状況＞



(出所) 確定拠出年金教育協会「企業型確定拠出年金制度運営実態に関する調査(調査期間:2017年6月下旬~8月上旬)」

※ n=2,651

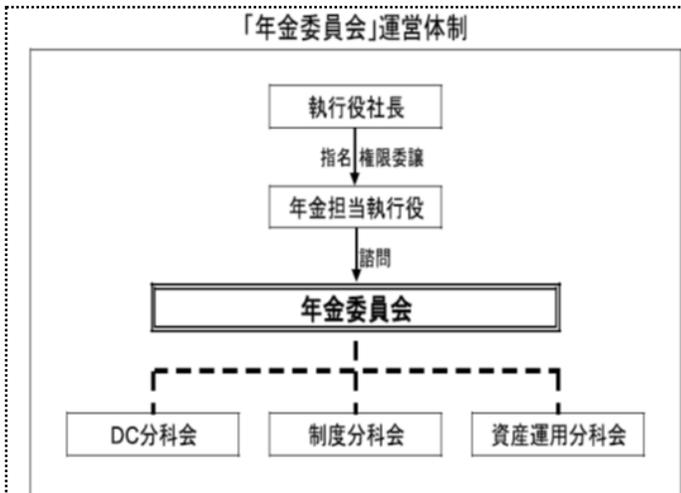
制度運営の体制の実例

- 確定給付企業年金を実施している企業においては、企業型確定拠出年金の運営に当たって社内に年金委員会のような組織を設ける事例も見受けられるようになっている。
- 企業型確定拠出年金の担当者が社内で定期的な情報共有を行ったり、判断を仰いだりすることによって、経営層も制度運営に関与する仕組みが整うといった指摘がある。

イオンでのDC運営 (企業年金総合プランナー、ヒアリングより)

- DCの運営はDB基金が担当を兼務
- ガバナンス体制
 - ✓ DC制度開始時から「**労使合同でのDC委員会**」を設置
 - ✓ DC委員会は原則として年2回開催
 - ✓ 運用商品の検証、情報提供、制度運営のモニタリングなどが目的
 - ✓ 運用商品の選定・評価にあたっては「**基本方針**」を設けている。
- 指定運用商品の選定
 - ✓ バランス型を選定
 - ✓ 選定にあたっては以下の論点を検討
 - ・ 指定運用方法を規定するかしないか
 - ・ 元本確保か長期的リターンか
 - ・ どのような商品とするか
 - ✓ 選定プロセス
 - ・ グループ労使「DC委員会」 検討 2017年10月
 - ・ 「グループ労使年金協議会」 承認 2017年11月
 - ・ 施行日 2018年5月

日立製作所の年金委員会 (年金情報、2011.2.21より)



〔年金委員会組織〕

| 区分 | メンバー |
|-----|----------|
| 委員長 | 年金担当執行役 |
| 委員 | 法務部門 |
| | 財務部門 |
| | 人材部門 |
| | グループ経営企画 |
| | 日立企業年金基金 |

事務局: 労政人事部

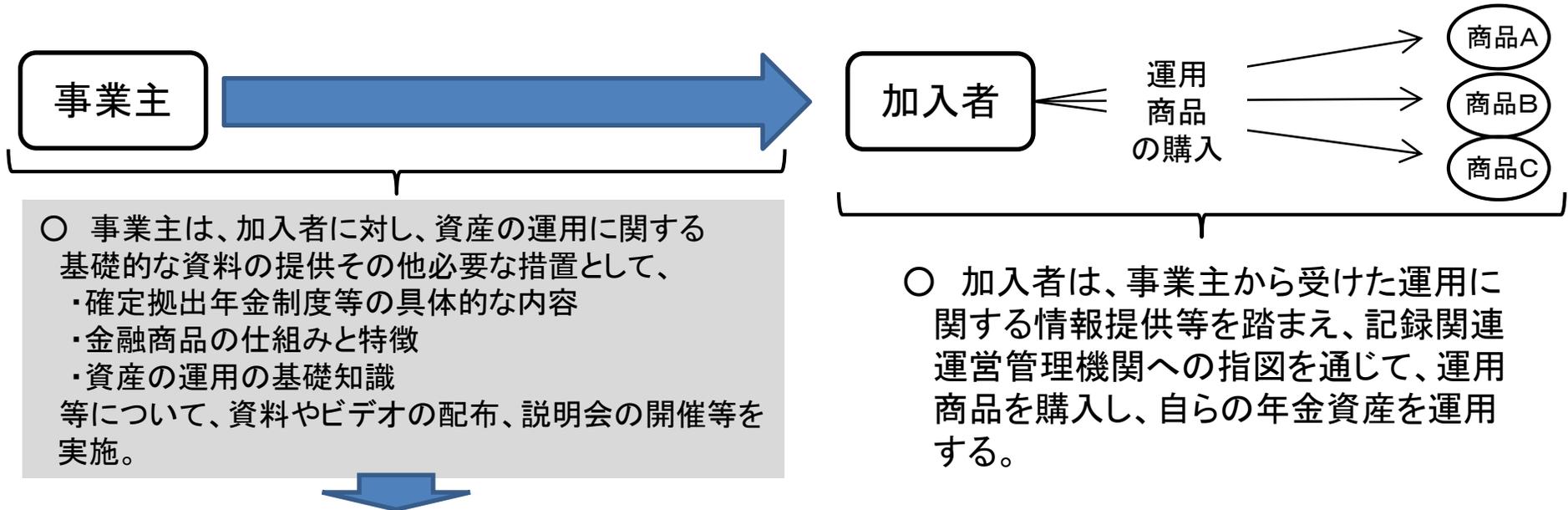
制度運営における労使間の体制

- 企業型確定拠出年金の導入時又は変更時(規約の策定又は変更)においては、労使合意が求められるが、日常的又は定期的な制度運営に際しても、加入者の意見を聴取し制度運営に反映できる体制としている事例がある。

- ・ 労働組合と定期的にミーティングを実施することとし、情報の共有を行っている。また、労働組合幹部のみならず職場代表も交えて勉強会等を実施している。
- ・ 年に一度、会社と労働組合で、昨年1年間の確定拠出年金採用商品の運用結果、市況環境等の振り返りを行い、今後の課題について話し合う機会を設けている。
- ・ 制度運営検討委員会を制度導入時より設置し、年2回定期的な開催を行っている。メンバーは人事、財務、労働組合から選出しており、運営管理機関から運用状況のモニタリングレポートを提出させるほか、投資教育を含む情報提供の検討、運用商品の検討、制度変更の検討などを行うものとしている。なお、制度改定を行う際は労使協議としている。
- ・ DC制度の運営について、何か変更すべき事案がある場合、労働組合役員と人事との間の交渉の場で提示・検討することとしている。
- ・ 労使それぞれに担当者を置き、年2回は加入者のモニタリングと運用商品の運用状況について確認する場を設けている。また、労働組合の情報誌にて年1回、制度理解の促進のための記事を掲載し、労働組合ルートでの制度浸透を実施している。

投資教育の意義

- 確定拠出年金については、加入者自らが年金資産を運用する仕組みであり、運用実績に基づいた年金が給付されることとなる。
- このため、加入者が自らのニーズに応じて適切に運用商品を選択することができるよう、事業主は、加入者に対し、投資教育を実施することが法律上の努力義務とされている。



これらの取組を総称して、『投資教育』という。

確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(事業主の責務)

第22条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

投資教育の具体的内容

○ 投資教育の具体的内容や提供方法等については、法令解釈通知において示している。

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

1. 基本的な考え方
2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について
3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

(1) (略)

(2) (略)

(3) 具体的な内容

① 確定拠出年金制度等の具体的な内容

ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び確定拠出年金の位置づけ

イ 確定拠出年金制度の概要

② 金融商品の仕組みと特徴

③ 資産の運用の基礎知識

④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

(4) (略)

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項

ア その性格又は特徴

イ その種類

ウ 期待できるリターン

エ 考えられるリスク

オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

ア 資産の運用を行うに当たっての留意点(すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること)

イ リスクの種類と内容(金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク(将来の実質的な購買力を確保できない可能性)等)

ウ リスクとリターンの関係

エ 長期運用の考え方とその効果

オ 分散投資の考え方とその効果

カ 年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと

4. 加入者等への具体的な提供方法等

(1) 投資教育を行う事業主等は、次に掲げる方法により、加入者等に提供すること。

① 投資教育の方法としては、例えば資料やビデオの配布(電磁的方法による提供を含む。)、説明会の開催等があるが、各加入者等ごとに、当該加入者の資産の運用に関する知識及び経験等に応じて、最適と考えられる方法により行うこと。

② 事業主等は、加入者等がその内容を理解できるよう投資教育を行う責務があり、加入者等からその内容についての質問や照会等が寄せられた場合には、速やかにそれに対応すること。特に、加入後の投資教育においては、加入者等の知識等に応じて、個別・具体的な質問、照会等が寄せられることから、コールセンター、メール等による個別の対応に配慮することが望ましい。また、テーマ等を決めて、社内報、インターネット等による継続的な情報提供を行うことや、既存の社員研修の中に位置付けて継続的に実施することも効果的である。

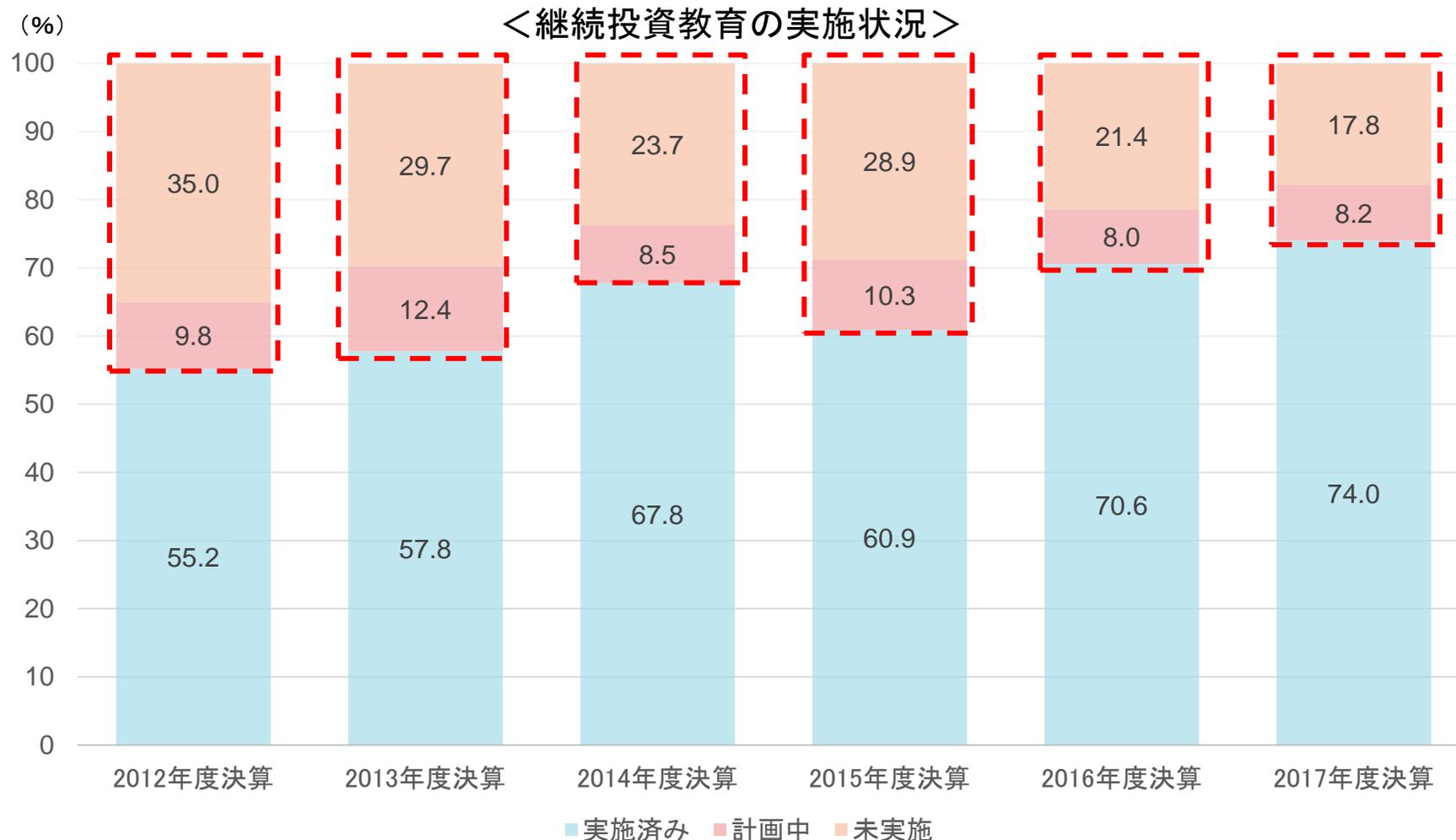
③ (略)

(2) (略)

5. 投資教育と確定拠出年金法で禁止されている特定の運用の方法に係る金融商品の勧奨行為との関係

継続投資教育の実施状況

○ 継続投資教育については、実施率は向上しつつあるが、努力義務化施行前の2017(平成29)年度決算時点では、4分の1以上の事業主が未実施の状況にある。

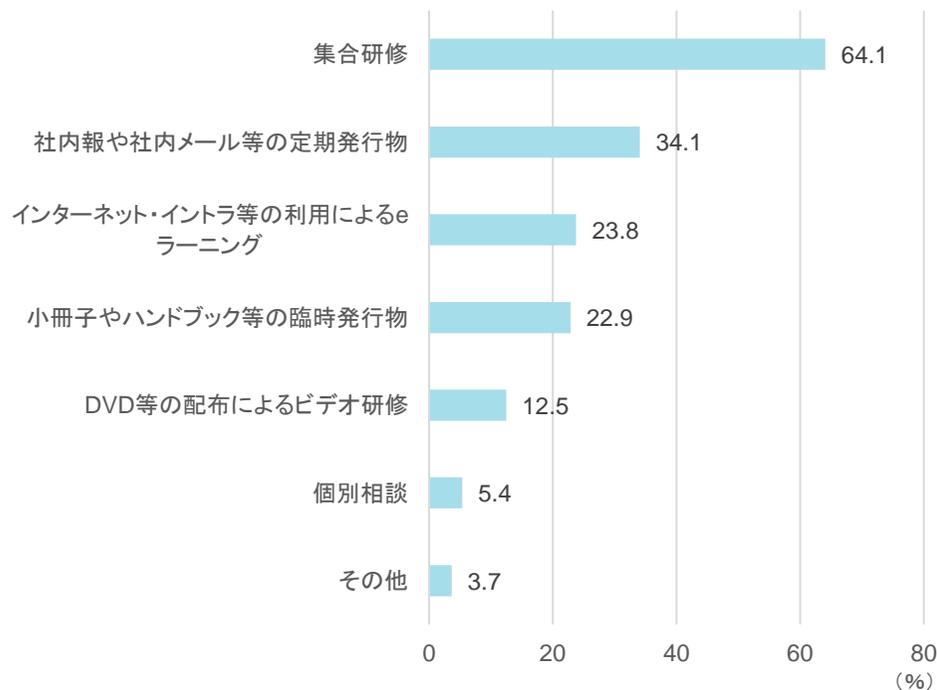


(出所) 企業年金連合会「各年度決算 確定拠出年金実態調査」を基に作成(2012年度決算～2017年度決算)

継続投資教育の具体的内容

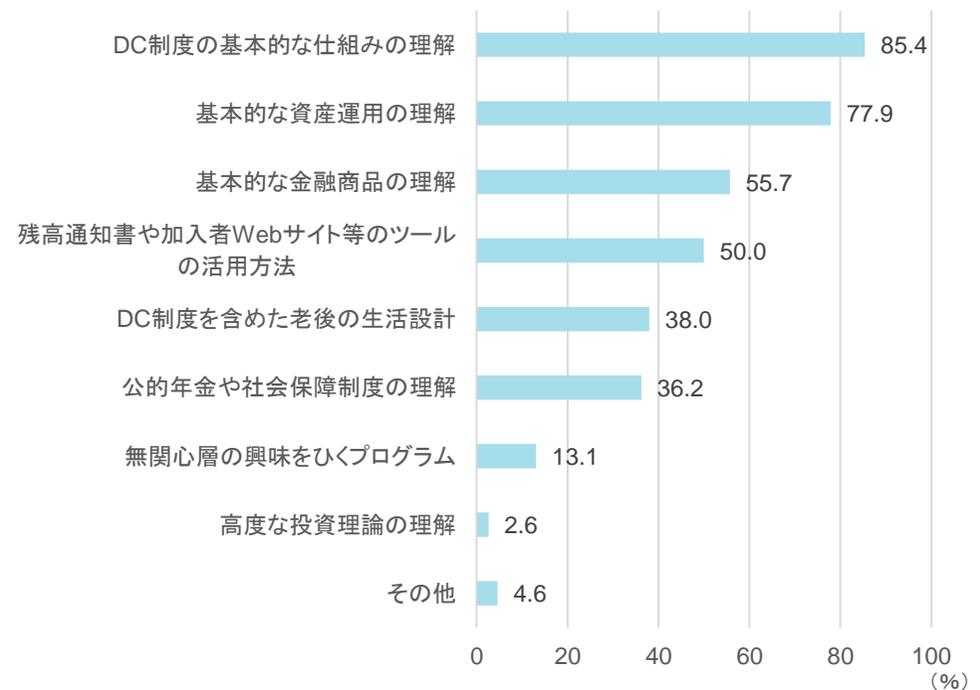
- 継続投資教育の手法としては、多くの事業主が「集合研修」で実施している。
- 継続投資教育は、「DC制度の基本的な仕組みの理解」、「基本的な資産運用の理解」、「基本的な金融商品の理解」などを内容としているものが多い。

＜継続投資教育の手法(複数回答可)＞



(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
 ※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。n=463

＜継続投資教育の内容(複数回答可)＞

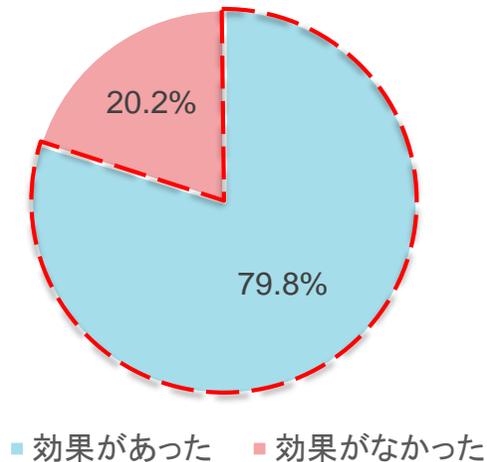


(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
 ※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。n=458

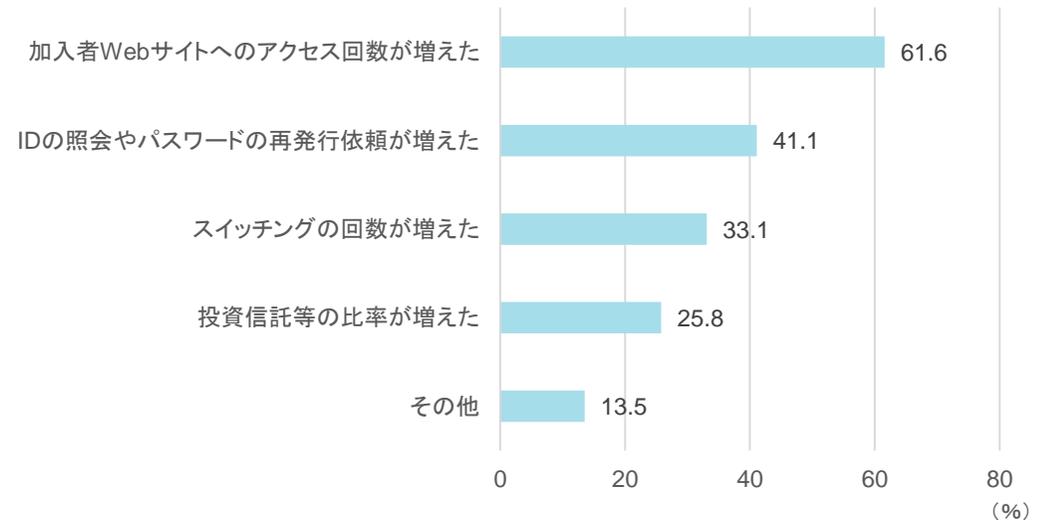
継続投資教育の効果

- 継続投資教育の実施により、約8割の事業主が効果があったと回答している。
- 効果があった項目として、「加入者Webサイトへのアクセス回数が増えた」、「IDの照会やパスワードの再発行依頼が増えた」、「スイッチングの回数が増えた」などが挙げられている。

<投資教育の効果>



<投資教育の効果があった項目(複数回答可)>



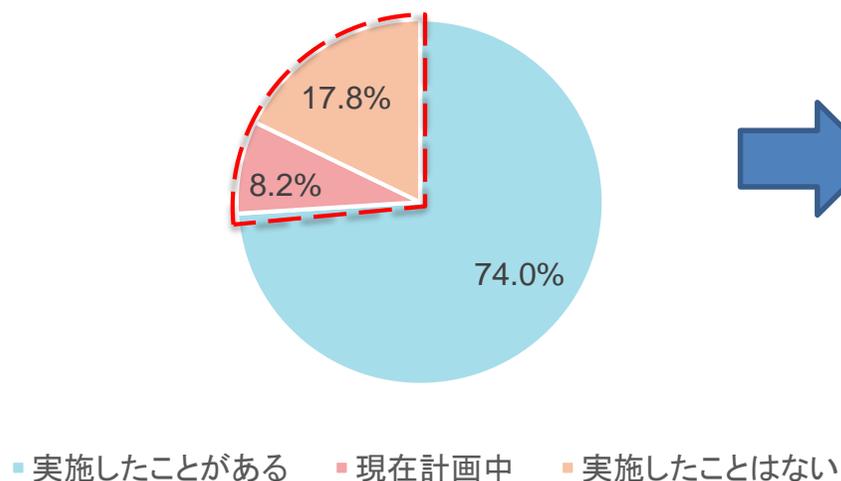
(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。n=431

(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
※ 継続投資教育を実施しており、投資教育の効果があったと回答した企業の担当者を対象。n=341

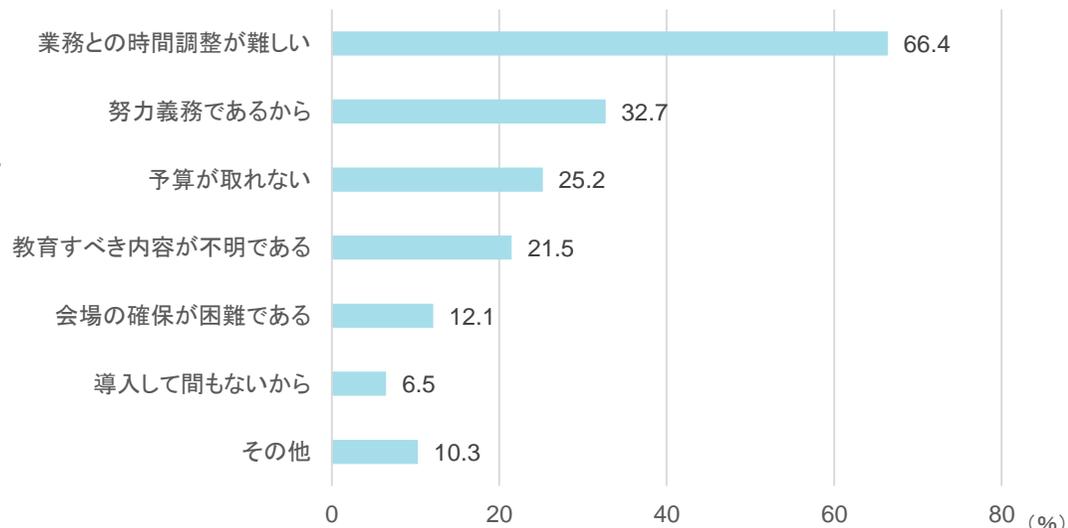
継続投資教育を実施していない理由

○ 継続投資教育を実施していない理由としては、「業務との時間調整が難しい」が6割強となっている。

＜継続投資教育の実施状況＞



＜継続投資教育を実施していない理由(複数回答可)＞

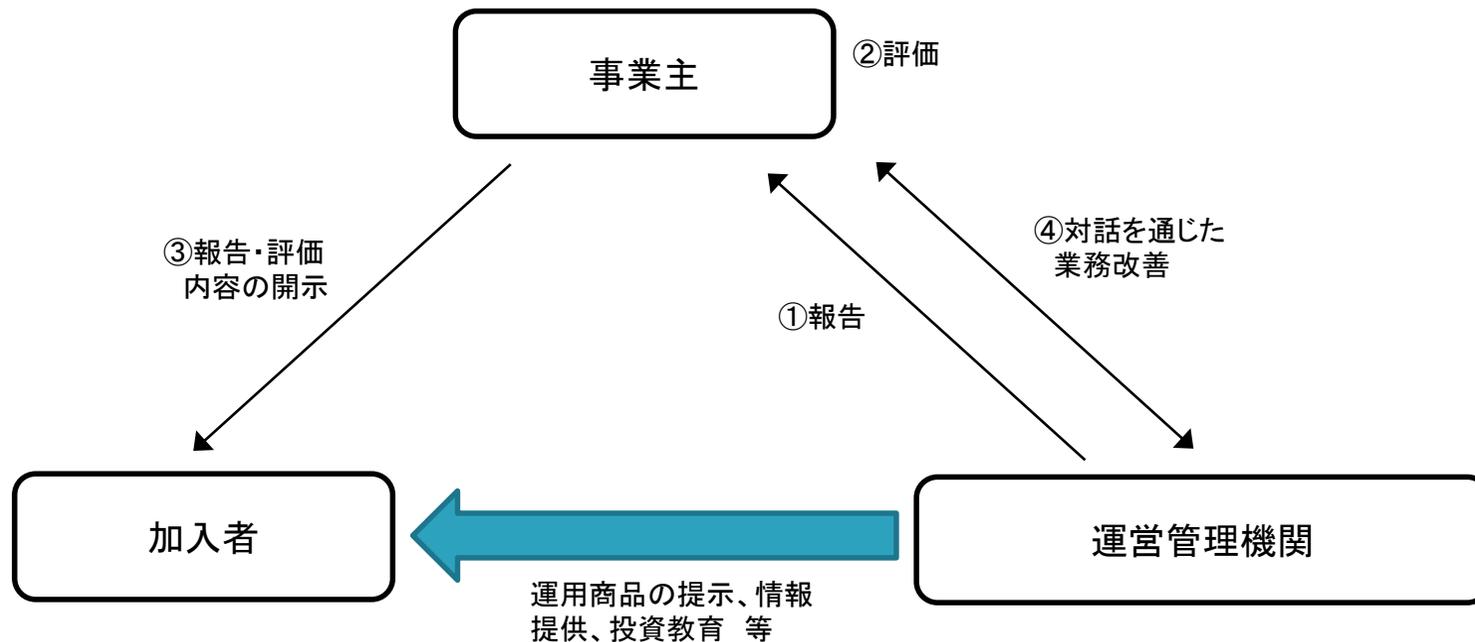


(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
※ n=704

(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
※ 継続投資教育を実施していないと回答した企業の担当者を対象。n=107

運営管理機関の選任と評価

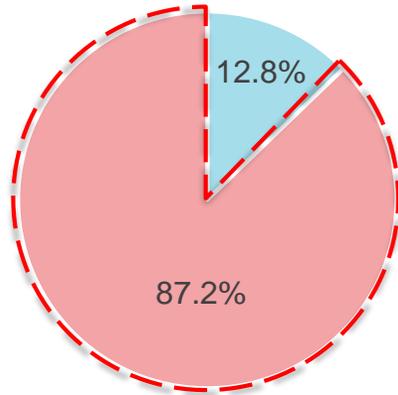
- 企業型確定拠出年金においては、実施主体である事業主は、実務の多くを運営管理機関に委ねることとなる。
- その運営管理機関のサービスの内容等は加入者等の資産運用に影響を及ぼす非常に重要な要素であることから、制度導入時には、原則として複数の運営管理機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等を比較検討し、選任を行うこと、また、選任理由を加入者等に提示することを求めている(法令解釈通知)。
- また、運営管理業務を委託する事業主は、委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 事業主による運営管理機関の評価に際し、事業主が運営管理機関によって提供されているサービスの相対的な比較を可能とする等の観点から、運営管理機関が自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとした。



運営管理機関の評価等の実施

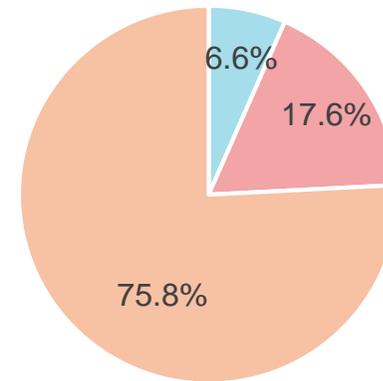
- 努力義務化施行前の2017(平成29)年度決算時点では、運営管理機関に対する評価等を実施している事業主は、約1割となっている。
- 評価等を行っていない事業主のうち約4分の3が、今後の実施については「未定(わからない)」と回答している。

<運営管理機関に対する評価等の実施状況>



- 現在、評価等を行っている
- 現在、評価等を行っていない

<評価等を実施していない場合の今後の予定>



- 現在、評価等の実施について検討中
- 今後、評価等の実施について検討する予定
- 未定(わからない)

(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
※ n=627

(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
※ 運営管理機関の評価を実施していないと回答した企業の担当者を対象。n=517

運営管理機関の具体的な評価項目

- 事業主が運営管理機関に委託している運営管理業務の評価すべき項目や手法は、企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育を運営管理機関に委託している場合はその充実度などにより、それぞれの事業主において異なるものであると考えられるが、少なくとも以下の具体的な評価項目について、運営管理機関から報告を受け、運営管理業務の実施状況について評価を行い、その報告内容や評価内容を加入者等に開示することが望ましい(法令解釈通知)。

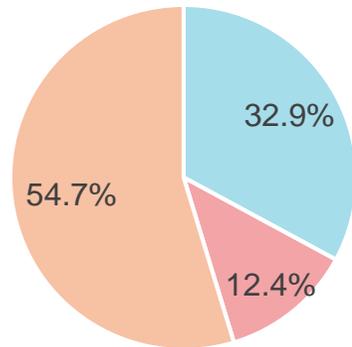
<具体的な評価項目>

| 項番 | 内容 |
|----|---|
| ① | 提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。 |
| ② | 下記のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。 ・同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。 ・他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。 ・同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。 |
| ③ | 商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。 |
| ④ | 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。 |
| ⑤ | 確定拠出年金運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む。)、またその報告があったか。 |
| ⑥ | 加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況)。 |

運用商品のモニタリング

- 2017(平成29)年度決算時点では、運用商品のモニタリングを実施している事業主は5割を下回っている。
- 運用商品の選定と提示は、多くの場合、運営管理機関によって行われるが、運営管理機関を選任するのは事業主であり、運営管理機関により提示された運用商品が加入者等にとって適切なものであるかを判断する役割が事業主にはある。

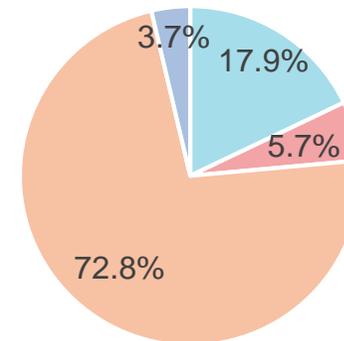
＜運用商品のモニタリングの実施状況＞



- 定期的に行っている
- 定期的ではないが行っている
- 行っていない

(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
※ n=629

＜運用商品のラインナップの見直し(複数回答可)＞

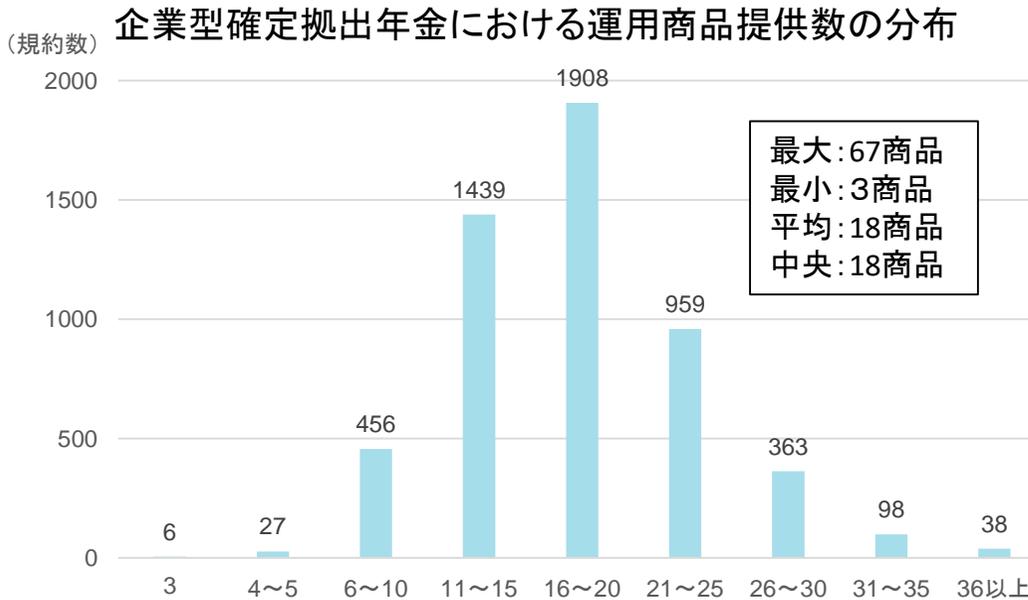


- 運用商品の追加を検討している
- 運用商品の除外を検討している
- 見直しの予定はない
- その他

(出所)企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)
※ n=608

運用商品提供数

- 運用商品提供数について上限35本を設けることにより商品の厳選を促すとともに、商品除外要件を商品選択者の3分の2以上の同意に緩和を図った。
- 2018年(平成30年)5月から5年間は、施行前に提示していた提供数を上限とする経過措置を設けたところであり、この期間内に上限の範囲内となるよう商品の除外を行うこととなる。
- 「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」では、商品除外の実例がほとんどないため、「除外の方法等について必要な周知を行うことが適当」との指摘があり、法令解釈通知において具体的な手順や除外に当たって考慮すべき事項を明記した。また、経過措置終了後、一定期間経過後に上限を再度検討することが適当とされた。



(出所)厚生労働省調べ(2016年10月末)
※ 規約数 n=5,294

確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書
(平成29年6月6日)―抄―

3. 加入者による運用商品選択への支援

(1) 運用商品提供数の上限について

(略)

- なお、制度が定着していく過程で加入者の行動性向が変化することも考えられるため、加入者の商品選択行動や選択商品の状況、運用商品提供数の影響などについてモニタリングを行い、法施行に伴う経過措置(法施行から5年を超えない期間内は、施行前に提示していた運用商品数を上限とする)終了後、一定期間経過後に、運用商品提供数の法令上の上限を再度検討することが適当である

商品除外の具体的な手順等

- 商品除外の実例がほとんどないため、事業主や運営管理機関等は円滑に除外を行うことが難しいとの意見があり、商品除外の具体的な手順や除外に当たって考慮すべき事項を法令解釈通知において明記した。

第6 運用の方法の除外に関する事項

1. 運用の方法の除外の具体的な手順について

確定拠出年金運営管理機関等は、運用の方法の除外をしようとするときは、以下の手順により行うこと。

- (1) 確定拠出年金運営管理機関等は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするかを決定すること。
- (2) 確定拠出年金運営管理機関等は、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)に運用の方法を除外しようとする旨を通知した上で、法第26条第1項の運用の方法の除外に係る同意を得ること。
(注)確定拠出年金運営管理機関等は、再委託先である記録関連運営管理機関から、除外運用方法指図者の情報を入手する。
(注)法第26条第2項に基づき、除外の通知をした日から規約で定める期間(3週間以上)を経過してもなお除外運用方法指図者から意思表示を受けなかった場合は、除外運用方法指図者は同意をしたものとみなすことができる旨、当該通知で記載すること。
- (3) 除外運用方法指図者(所在が明らかでないものを除く)の3分の2以上の同意が得られた場合、除外することが決定したことを加入者等に周知した上で、他の運用の方法へ運用の指図を変更するよう、除外運用方法指図者に促すこと。
- (4) 確定拠出年金運営管理機関等は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。
(注)法第26条第3項に基づき、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため当該通知をすることができないときは、公告を行う。
(注)仮に除外時まで運用の指図の変更が行われなかった場合において、指定運用方法が提示されたときは、企業型年金規約で定める期間経過後、除外対象となっている運用の方法に係る掛金に相当する個人別管理資産について、当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされること。

2. 運用の方法の除外に当たって考慮すべき事項について

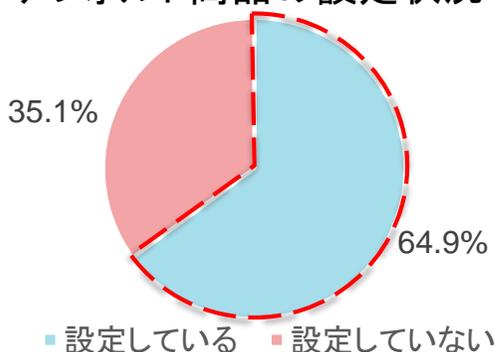
運用の方法の除外に当たっては、実務上、以下の点に留意すること。

- ・除外する運用の方法を決定する際には、次に掲げる要素を考慮すること
信託報酬等の手数料の水準、運用成績、運用の方法の除外後の運用の方法の全体の構成、当該運用の方法に対し運用の指図をしている者の数等
- ・除外しようとする運用の方法を決定した確定拠出年金運営管理機関等は、除外運用方法指図者等へ情報提供を行う際には、上記考慮要素を踏まえて当該運用の方法を除外することになった理由を説明すること

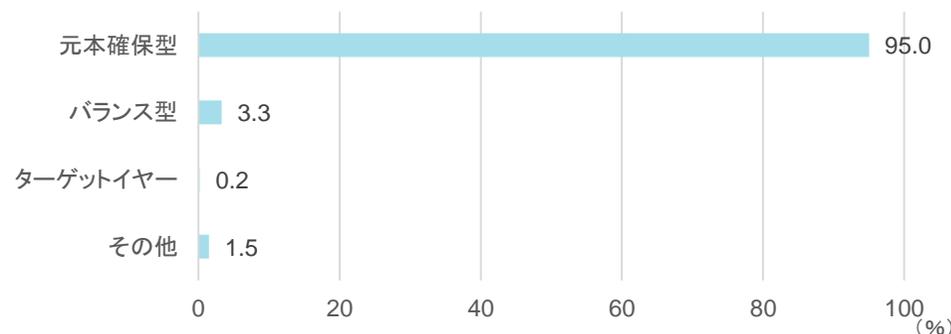
指定運用方法の設定①

- これまでは、厚生労働省年金局長通知に基づく「あらかじめ定められた運用方法(デフォルト商品による運用方法)」を活用することが可能であったが、その運用方法を設定していたのは64.9%であり、商品のカテゴリーとしては元本確保型が95.0%を占めていた。
- 加入者による運用の指図が行われない場合、一定期間(特定期間や猶予期間)を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備したが、その規定に基づいて設定しているのは30.9%であり、商品のカテゴリーとしては元本確保型が70.7%、バランス型とターゲットイヤーがそれぞれ12.0%となっている。

デフォルト商品の設定状況



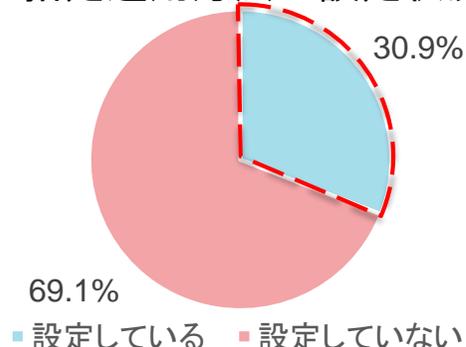
デフォルト商品の区分



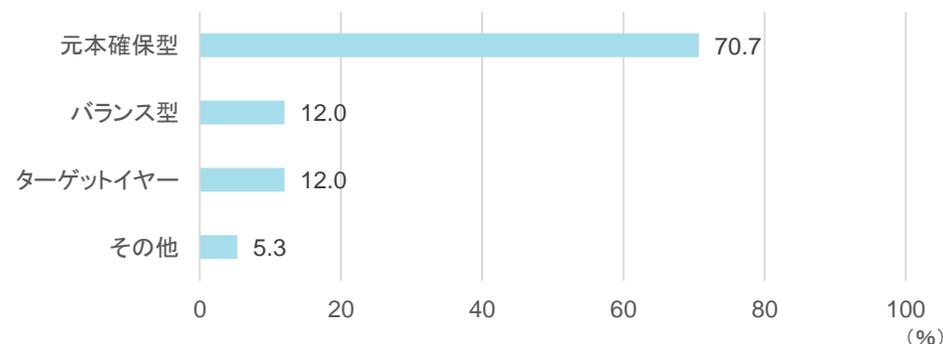
(出所) 企業年金連合会「2016(平成28)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2018年) ※ n=646

(出所) 企業年金連合会「2016(平成28)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2018年) ※ デフォルト商品を設定していると回答した企業の担当者を対象。n=419

指定運用方法の設定状況



指定運用方法の区分



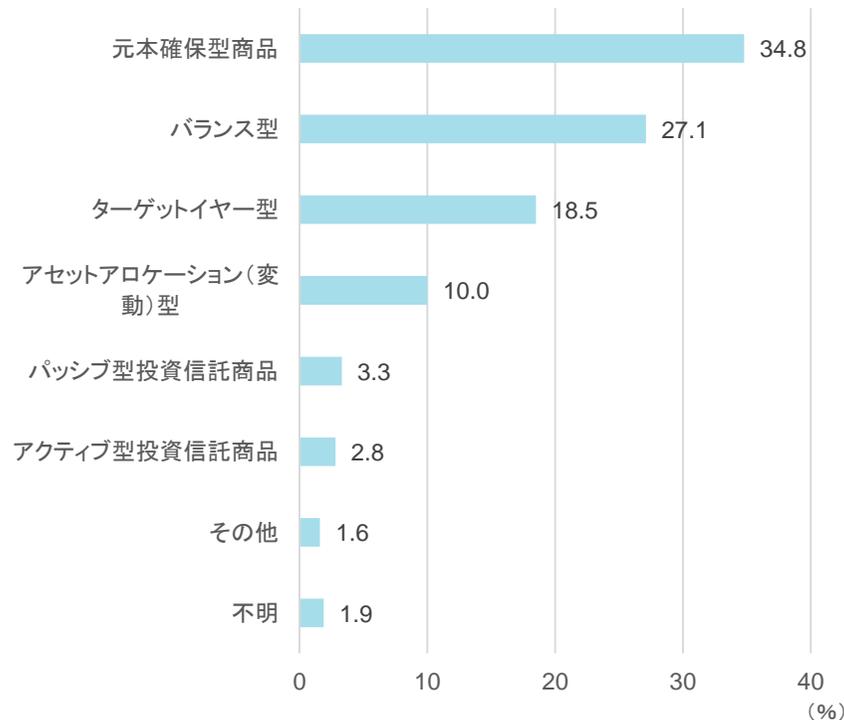
(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年) ※ n=673

(出所) 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年) ※ 指定運用方法を設定していると回答した企業の担当者を対象。n=208

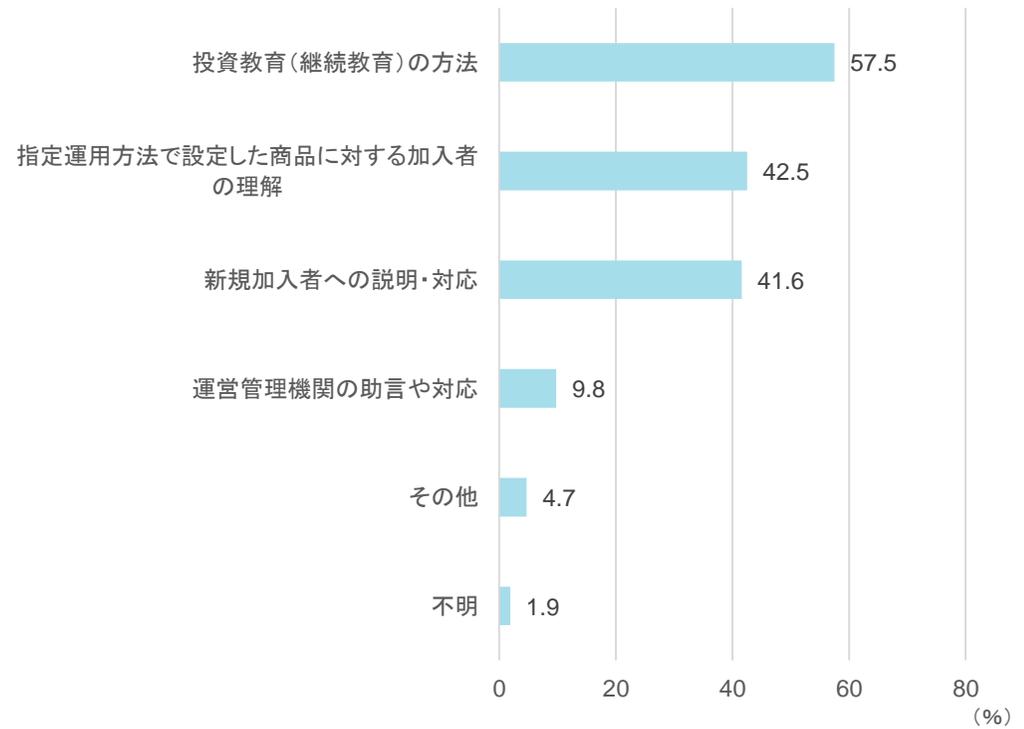
指定運用方法の設定②

- 企業型確定拠出年金の企業担当者に指定運用方法として最も望ましいと思う商品のカテゴリーを尋ねたところ、「元本確保型商品」、「バランス型」、「ターゲットイヤー型」の順であった。
- また、指定運用方法の運営について問題・困難と感じている事項について尋ねたところ、「投資教育(継続教育)の方法」、「指定運用方法で設定した商品に対する加入者の理解」、「新規加入者への説明・対応」の順であった。

問 指定運用方法として最も望ましいと思う商品はどのようなカテゴリーですか



問 指定運用方法の運営について、問題・困難と感じる事柄は何ですか(複数回答可)

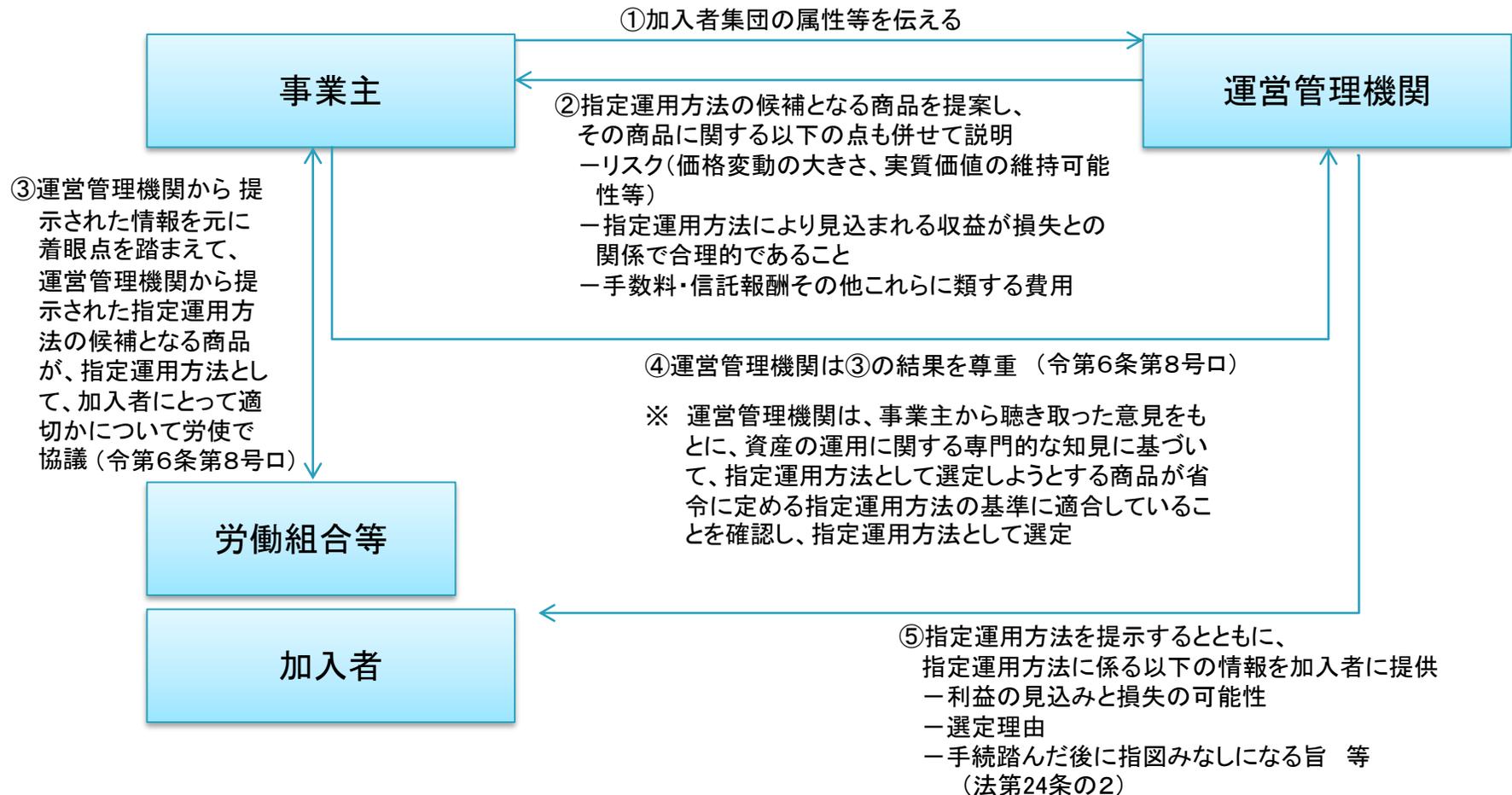


(出所) 確定拠出年金教育協会「確定拠出年金の運用商品に関する調査」(2018年)

※ 企業型年金承認規約代表企業の担当者を対象。n=428

指定運用方法の選定・提示プロセス

- 指定運用方法については、運営管理機関による選定・提示に当たって労使での検討が基本となる。
- まずは事業主と運営管理機関の間で連携し、選定・提示の前提となる加入者集団の属性等についての情報を共有することが重要となる。

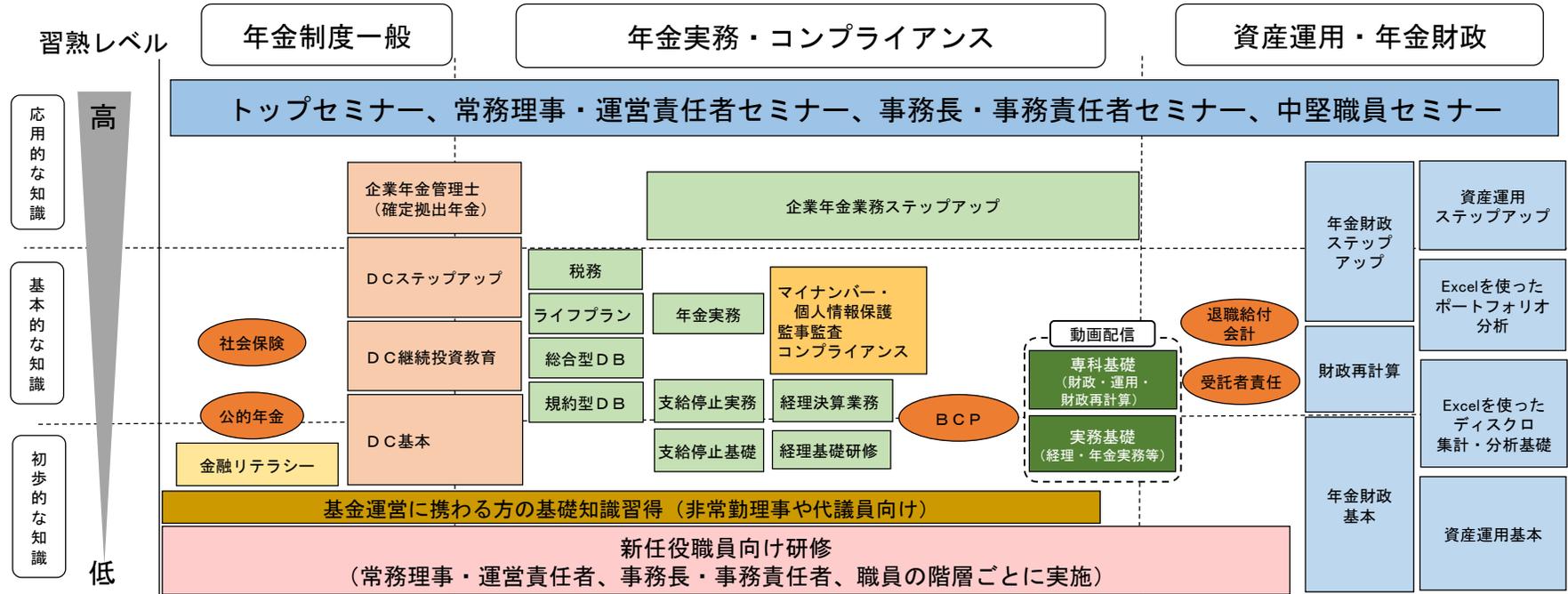


企業年金連合会の役割

企業年金連合会の役割①

- 企業年金の制度運営やガバナンスを担う人材を育成するための研修を体系的に実施。

<体系図>



<開催状況>

※ DCの研修など一部の研修は、動画配信による受講も可能

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 参加人数 | 3,314名 | 3,021名 | 3,280名 | 3,439名 | 3,220名 |
| 開催回数 | 81回 | 75回 | 77回 | 74回 | 79回 |

(出所)第2回企業年金・個人年金部会 企業年金連合会提出資料

企業年金連合会の役割②

- 企業年金の適切な制度運営に資するため、様々な情報提供及び情報開示の支援を実施。

情報提供

- 企業年金の最新情報や統計を提供

- ・月刊「企業年金」
- ・企業年金に関する基礎資料
- ・ホームページ
- ・メールマガジン
- ・セミナー

- 企業年金からの照会を受け、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の情報（マイナンバー等）や日本年金機構の住所情報等を提供



相談・助言

- 会員からの相談等に応じて、相談・助言を実施

- ・規約変更
- ・理事会、代議員会の運営
- ・資格取得届等の事務処理
- ・経理の仕訳
- ・給付の裁定請求
- ・政策アセットミックスの見直し
- ・掛金の設定方法
- ・企業型DCの導入
- ・継続投資教育の実施

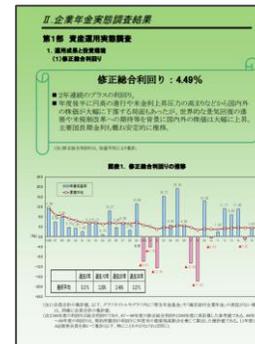
<利用件数>
3,124件（平成29年度）



調査研究

- 企業年金の資産運用及び財政・事業運営等を調査

- ・企業年金実態調査
- ・確定拠出年金実態調査
- ・総合型企業年金アンケート
- ・受託者責任ハンドブック
- ・AUP実践ハンドブック
- ・スチュワードシップ検討会報告書



企業年金
受託者責任ハンドブック
(改訂版)

企業年金連合会

ホームページの開設・運営サービス

- 会員の企業年金のホームページの開設・運営サービスにより、加入者等に対する情報開示を支援

<利用件数>
221件（平成31年3月1日現在）



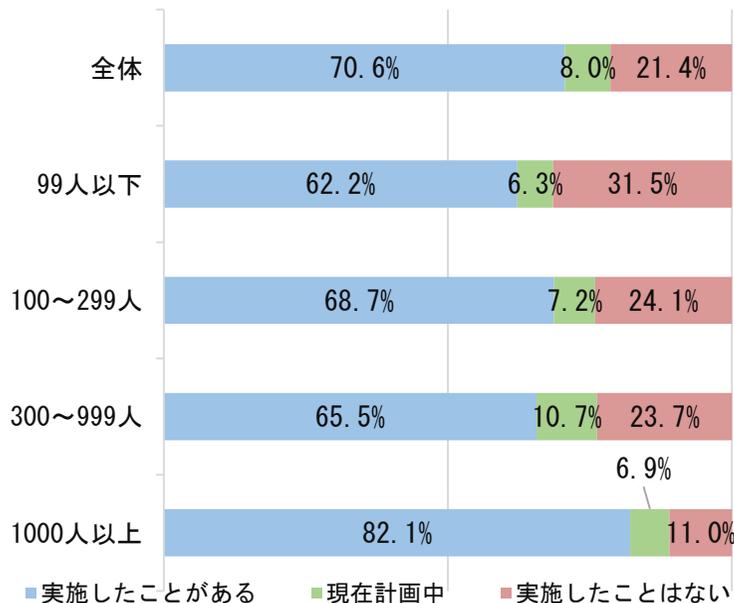
企業年金連合会の役割③

- 継続投資教育をはじめとする企業型DCの課題に対して、継続投資教育事業や研修、ハンドブックの発行等により事業主の取組を支援。

<継続投資教育の実施状況>

- 導入から一定期間が経過しても、継続投資教育を実施していない企業が存在する。
- 大企業と比較すると、中小企業において、継続投資教育の実施率が低い傾向にある。

<継続投資教育の実施率>



(出所) 企業年金連合会「2016(平成28)年度 確定拠出年金実態調査結果」(※)

(※) 企業年金連合会の会員及び「確定拠出年金企業型年金承認規約代表企業一覧」(厚生労働省)から企業型DCを実施している代表事業主を抽出して調査を実施。

(出所) 第2回企業年金・個人年金部会 企業年金連合会提出資料

<企業型DC向けのサービス>

| | |
|----------|--|
| 継続投資教育事業 | 事業主からの委託を受け、継続投資教育を実施 (方法) (内容) ・eラーニング ・30歳代から40歳代向けセミナー ・訪問セミナー ・50歳代向けセミナー ・共同セミナー ・投資信託セミナー ・マネープランセミナー |
| 研修 | ・DC基本研修 ・DC継続投資教育研修 ・DCステップアップ研修 |
| 資格認定制度 | 企業年金管理士(確定拠出年金) |
| ハンドブック | ・制度運営ハンドブック ・投資教育ハンドブック ・継続教育実践ハンドブック(事例集) |
| 統計 | 確定拠出年金実態調査 |
| セミナー | 各種セミナー ・法律改正への対応 ・継続投資教育等 |

企業年金連合会の役割④

- 企業年金連合会は、投資教育についてノウハウがなくて困っている事業主や、なるべく低コストで投資教育を実施したい事業主からの委託を受けて、2017(平成29)年4月から継続投資教育を実施している。

企業年金連合会のDC継続投資教育事業

加入者に対して投資教育を継続的に行うことが努力義務化されました。

ノウハウがないですし、自社での実施は難しいです。なるべく低コストで実施できませんか。

企業年金連合会では、確定拠出年金法の規定に基づき、事業主から委託を受けて、以下のような内容・方法で投資教育を実施しています。

企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定に基づき厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金を会員として運営されています。企業年金に関する情報発信や相談・助言、研修を通して、企業年金の運営を支援しています。

年代・テーマ別のコンテンツ

| | |
|------------------------------------|---|
| 30歳代から40歳代向け | 50歳代向け |
| 確定拠出年金のしくみ、運用商品のしくみ、資産運用の基本知識 | 確定拠出年金のしくみ、給付を受け取るタイミング、年金と一時金のどちらで受け取るか、税金 |
| マネープラン | 投資信託 |
| お金の貯め方、増やし方など、社会人として身に着けておきたいお金の知識 | 投資信託のしくみ、投資信託を選ぶときのポイント、運用実績の確認方法 |

選べる受講方法

| | |
|---|-----------------------|
| eラーニング 動画視聴により学習 | 10,000円/社 (年間) |
| 訪問セミナー 講師が企業を訪問してセミナーを開催 | 40,000円/回 |
| 共同セミナー 企業年金連合会(東京都港区)の会議室でセミナーを開催 | 3,000円/人 |

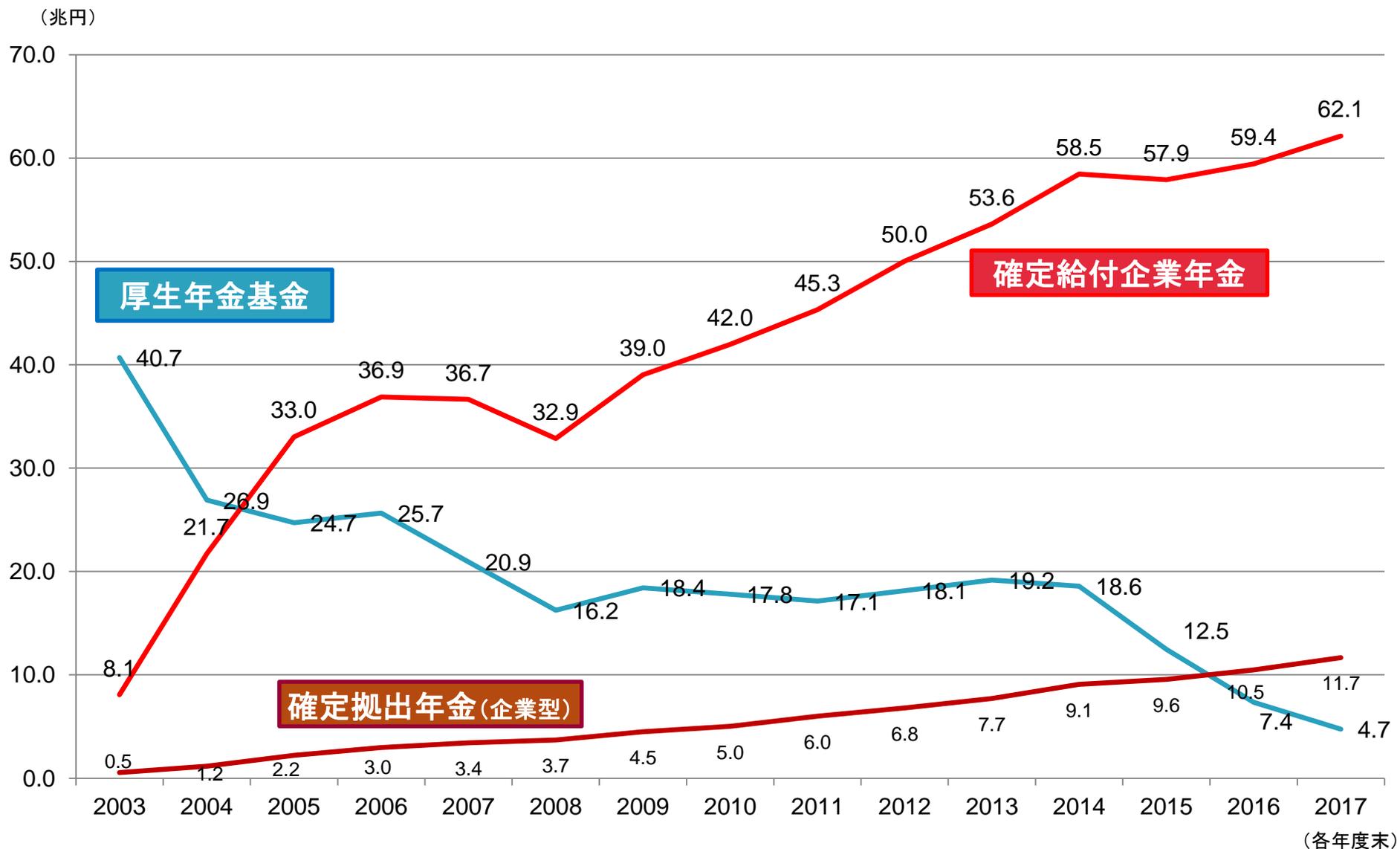
※ 料金は税込で表示しています。企業年金連合会の会員は割引料金が適用されます。訪問セミナーは別途交通費等をご負担ください。訪問セミナーでは、年代別のセミナーのみを実施します。

企業年金連合会 会員サービスセンター 政策企画課
03-5401-8712 kikaku-ka@pfa.or.jp <https://www.pfa.or.jp/>

| コンテンツ | | |
|-------|-----------|---|
| 年代別 | 30～40歳代向け | ライフプランを本格的に検討し始める世代向けにDCの基本を説明します。 ・会社員のライフプラン ・DC制度の仕組み ・資産運用の基本 |
| | 50歳代向け | 退職後の受け取りのことも視野に入れて、DCの基本を説明します。 ・老後にいくらかかるのか ・資産運用の基本 ・年金と退職金の受取方法と税制 |
| テーマ別 | 投資信託 | 分散投資をするために必要となる投資信託について説明します。 ・資産形成とはどういうことか ・投資信託の仕組み ・どのような投資信託を選んだらよいか |
| | マネープラン | お金とうまく付き合うための知識について説明します。 ・なぜお金を貯め、増やさないといけないのか ・どうすれば貯められるのか ・社会人として身に着けたい「お金の基本」 |

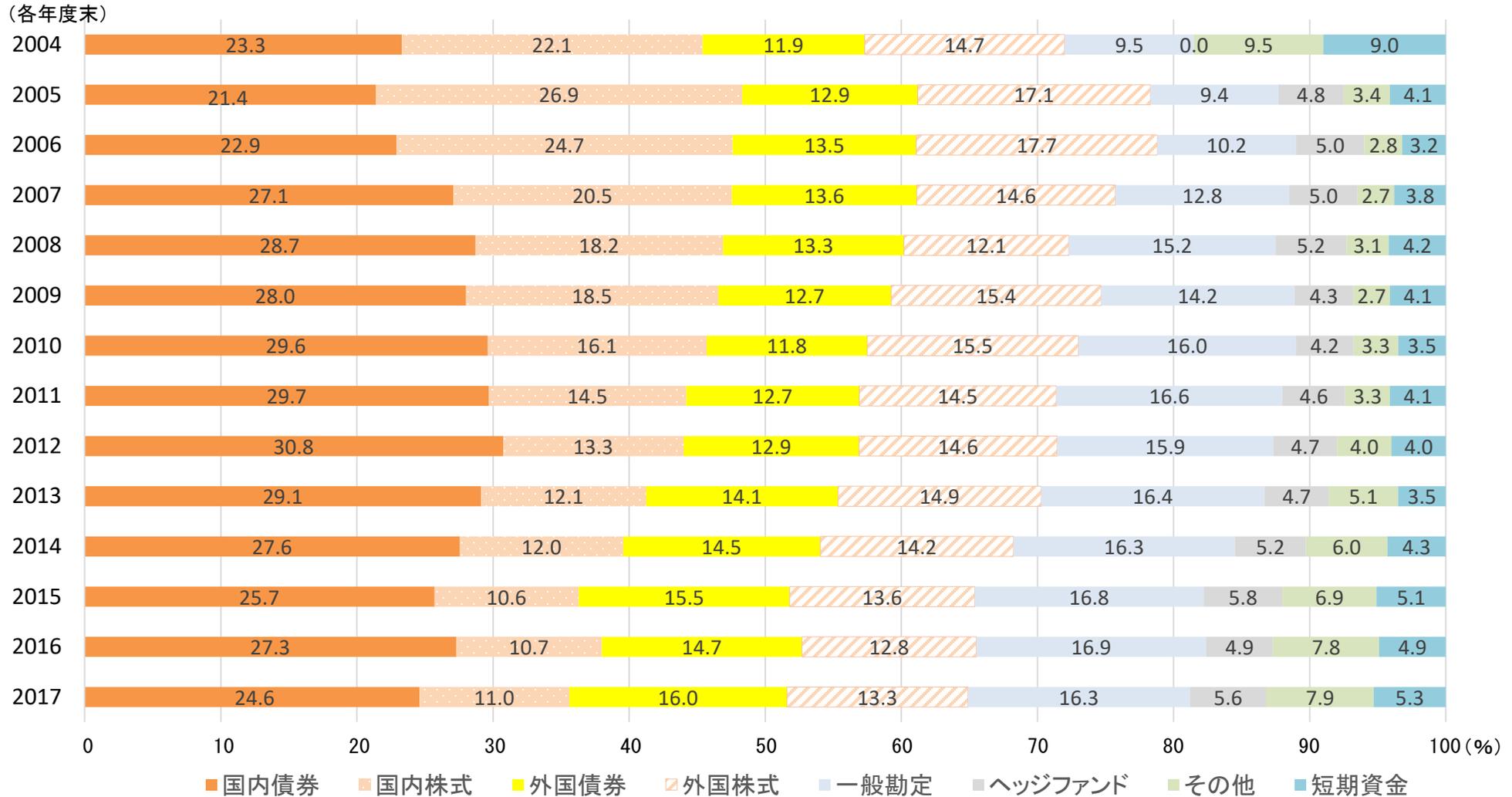
参 考

企業年金の資産残高の推移



(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料2002年3月末～2018年3月末」、信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

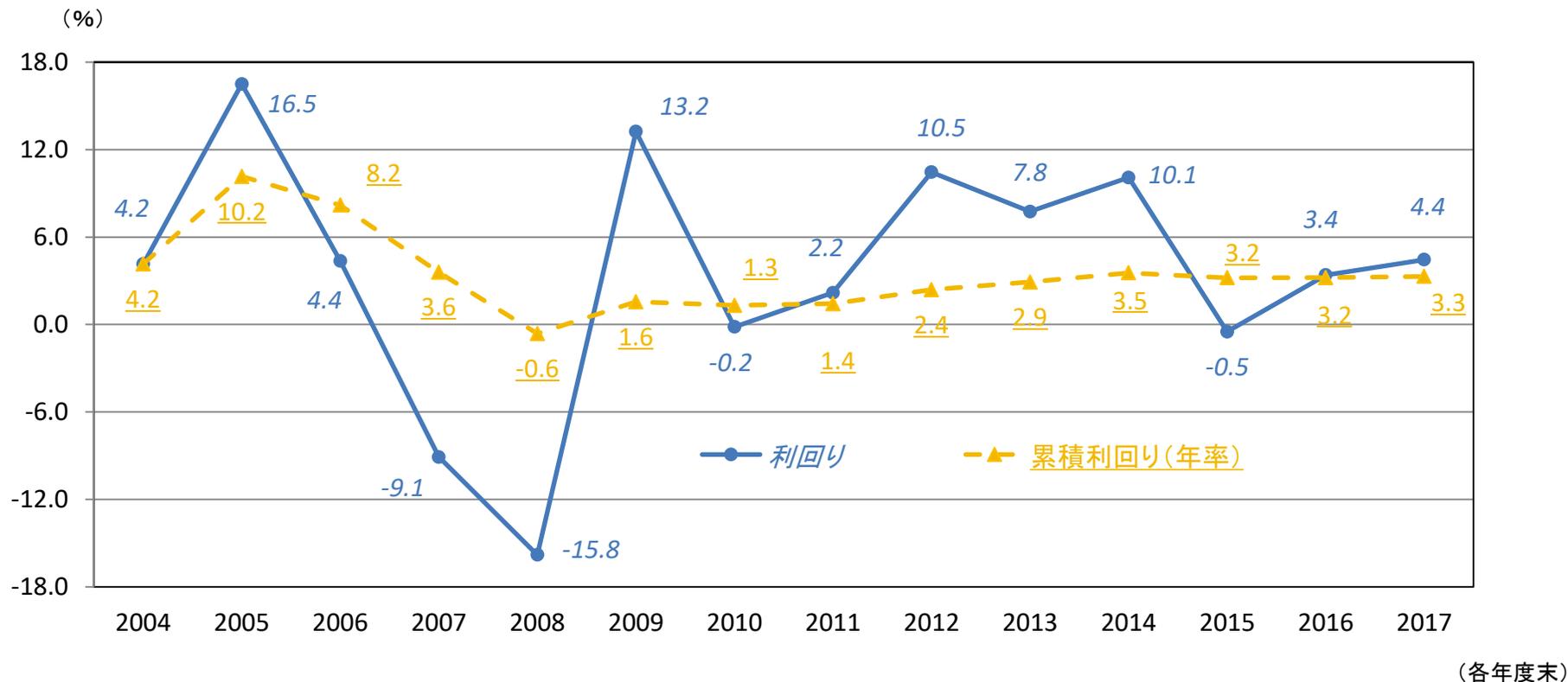
確定給付企業年金の資産構成の推移



(注:「その他」は不動産、プライベートエクイティ等)

(出所)企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」

確定給付企業年金の利回りの推移

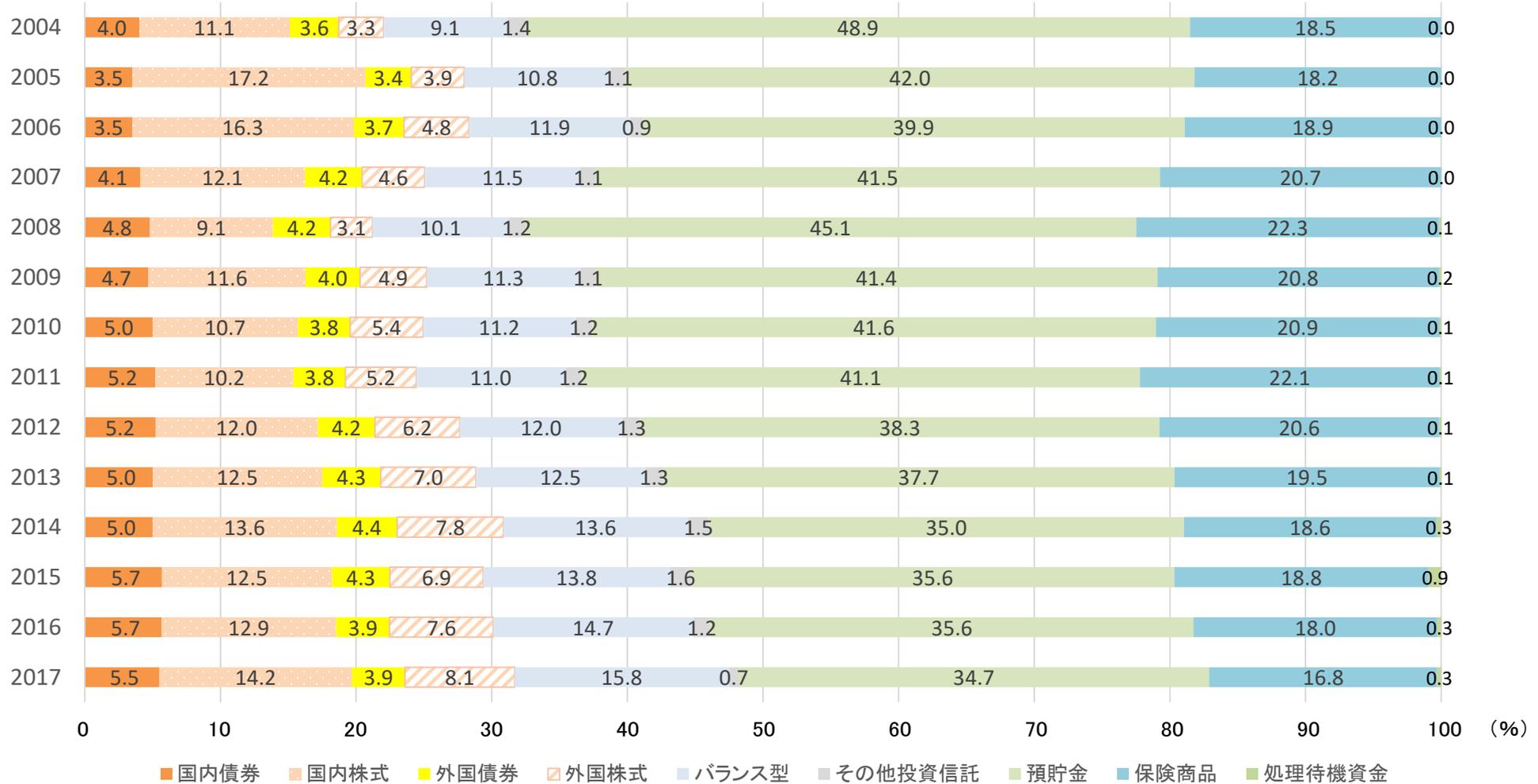


(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」を基に作成

※ 上記資料は、企業年金連合会が各年度に行っている「企業年金実態調査」に基づくもの。2017年度調査では会員1,037、会員外1,952、合計2,989の基金型・規約型を対象として、会員1,026、会員外758、合計1,784から回答を得たもの

企業型確定拠出年金の資産構成の推移

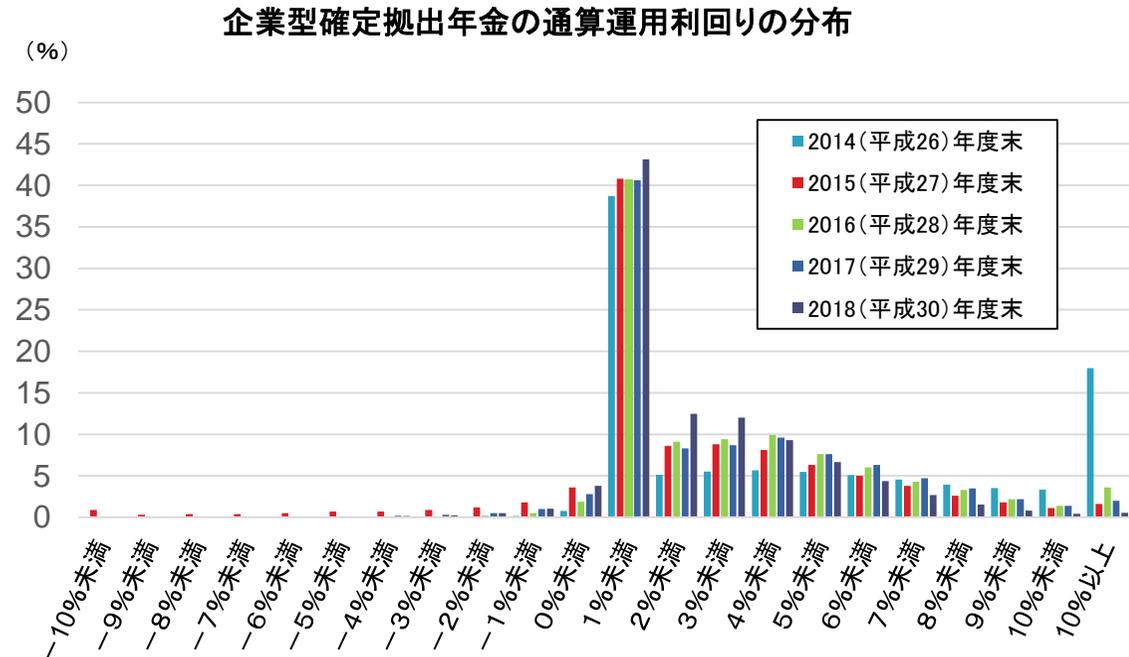
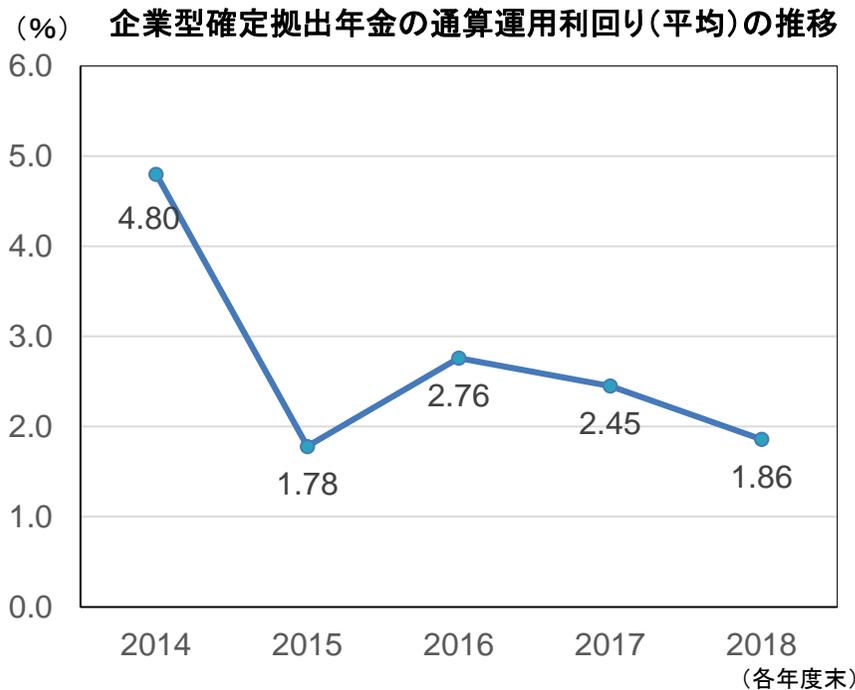
(各年度末)



(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料2002年3月～2018年3月末」

企業型確定拠出年金の通算運用利回り

- 企業型確定拠出年金の2018(平成30)年度末の「通算運用利回り」(加入以来の通算利回りを年率換算したもの)は平均で1.86%となっている。
- 通算運用利回りの分布を見ると、2018(平成30)年度末で約6%の者がマイナス(元本割れ)であり、0~1%未満の者が4割強を占めている。



(出所) 格付投資情報センター「年金情報」を基に作成

<対象> 大手運営管理機関4社(野村証券、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ銀行)の加入者

(2014年度末: 291万人、2015年度末: 約312万人、2016年度末: 約345万人、2017年度末: 約376万人、2018年度末: 約409万人)